

# 長良川水害訴訟をめぐる水害関係事案判決例に関する一考察

——水害責任の司法手続を介した検討を巡る問題点——

山本 隆 司

## 第一章 はじめに

——長良川水害訴訟の現況と本稿の問題意識

1990年2月20日、長良川水害訴訟に関する二つの名古屋高裁判決<sup>1)</sup>があった。いずれも、1976年9月の豪雨による長良川の堤防決壊によって発生した被害について、同川の河川管理を管轄する国に対する国家賠償法(以下「国賠法」)2条に基づく責任を追及する訴訟に関する控訴審判決である。

この水害訴訟は、一定の歴史的経過があって、二つの被災地区別に別個の原告団が結成され<sup>2)</sup>、しかも両原告団による提訴は第一審の段階から併合されることなく相互に独立に審理が進められてきた。両原告団はともに、本件堤防が、計画高水流量に達しないままで破堤したことを問題とし、かつ当該破堤箇所の破堤原因自体とその「国賠法2条にいう公の营造物の設置または管理の瑕疵」該当性に争点を絞ろうとして主張立証を展開してきた。そしていずれも、本件破堤箇所に以前から存在した「丸池」を破堤と関連づけてはいる。しかし基本的に共通する姿勢はここまでである。例えば、両訴訟はともに同じ時に発生した破堤箇所も同じくする水害についての訴訟であるにもかかわらず、両原告団の間では、堤防決壊の原因に関する把握の仕方も異っている。

すなわち、本件破堤の原因として、安八訴訟原告団は「洪水・降雨による侵潤によるものではなく、もっぱら、河川水が堤防地盤を浸透し、これが堤内側<sup>3)</sup>へ流出するために起きる地盤パイピングが原因であり、堤内側に放置されていた旧水害時の破堤跡である丸池の存在がこのパ

イピングによる破堤の誘因である」と主張した。これに対し墨俣訴訟原告団は、「本件堤防は堤内側に丸池が放置されたため堤防の支持力が低下していたことに加えて、旧堤及び旧丸池底の極軟土層の上に新堤を築堤したために、特に水面下堤脚部が不安定で滑り易い構造となっていた。本件堤防の地盤はパイピングを起こし易い透水性の地盤構造であり、また丸池には現実パイピングが発生して堤体を不安定にしていた。丸池があるため、堤体に生じた亀裂を補修する押え盛土工法が実施できないなど防災上からも破堤の危険があった」と主張したのである<sup>4)</sup>。

従って、両者に関する第一審判決の帰結が異なったこと<sup>5)</sup>自体は、同じ水害に関する訴訟であることに鑑みれば奇異の観がないでもないが、原告団側の動きを中心に、かつ司法手続として別個に進行してきた限りにおいて、それはそれとして法律学内面的には合理性を持つ現象である<sup>6)</sup>。例えば水害原因に関する事実認定が異なる<sup>7)</sup>などすれば、こうした結果は生じうるのである。

請求が認容された安八訴訟では被告＝国側から、請求棄却となった墨俣訴訟では原告＝被災者側から、それぞれ第一審判決を不服として控訴された。

控訴審は、いずれの訴訟も同じ名古屋高等裁判所の同じ民事一部に係属し、裁判官の構成も全く同じという条件の下で判決がなされ、安八訴訟の方は原判決取消・請求棄却、墨俣訴訟の

方は控訴棄却の判決となり、いずれも原告側の請求は全部棄却される帰結となった。そしていずれも、現在は第一審原告側から上告中である。

さて、冒頭に掲げた名古屋高裁判決については後に再度触れるが、本稿はその解説・研究を主要な課題とする判例評釈<sup>9)</sup>ではない。【表1】<sup>9)</sup>に示したような、長良川水害訴訟に関する両判決に前後して存在する、1991年1月時点で総計50を数える水害事件判決例を総合的に検討しながら、その中で現在の国賠法2条の解釈運用の現状と問題点を明らかにしようとするものである<sup>10)</sup>。

〔注〕

1) 岐阜地裁1982年12月10日判決(判例時報=以下「判時」=1063号30頁)を第一審判決とする岐阜地裁昭和52(ワ)317号他事件の控訴審判決は判時1346号9頁以下、岐阜地裁1984年5月29日判決(判時1117号13頁)を第一審とする岐阜地裁昭和52(ワ)293号他事件の控訴審判決は判時1346号58頁以下に掲載されている。

2) 以下では便宜上、岐阜地裁昭和52(ワ)317号他事件をその原告らの地域名称に従い「安八訴訟」、同じく岐阜地裁昭和52(ワ)293号他事件を「墨俣訴訟」と略称する。両訴訟原告団は、原告構成員及び提訴期日のみならず、原告一人あたりの請求金額も訴訟代理人の構成も全く異なる。

なお、二つの原告団がこのような違いを見せている歴史的沿革ではないが、安八地域住民が提訴に踏み切るまでのいきさつについては、「被災後地元住民により『被災者同盟会』が結成され、関係当局に対し、被害の回復、救済を求めたが、具体的な措置が講じられることはなく、同年12月になって、『同盟会』は訴訟提起を検討するに至った。昭和52年4月、『同盟会』を母体として、安八水害訴訟原告団が結成された」と安八訴訟原告団の弁護士の一ひりが述べている——稲垣清「長良川水害訴訟」(自由と正義33巻7号、1982年、64頁)。安八原告団は約1180名から成る。稲垣・前掲は、この数につき「一世帯、原告の原則であったが、これは安八全世界のほぼ三分の一に相当する」と述べ、その問題意識の高さを強調している。

3) 堤防は河川を挟んでその両側に設置されるが、一般に兩岸の堤防に挟まれた側、すなわち水が通常流れている河川側に流れる水のことを「外水」と呼び、堤防によって河川と隔てられた側、すなわち人が通常生活している場所にある水のことを「内水」と呼ぶ——加藤和夫「最高裁判所判例解説2」(法曹時報

41巻2号1133頁以下、いわゆる「大東水害訴訟」に関する最高裁1984年1月26日第一小法廷判決(後掲【表1】の第31判決)の解説)の説明(同168頁の(注二))。「堤内側」「堤外側」の区別もこれに従い、「堤内側」とは堤防によって河川を流れる水と隔てられた側のことであり、「堤外側」とは通常人の生活する場所と堤防によって隔てられ通常水の流れている河川側のことである。高橋裕「河川工学」(1990年)199頁など、河川工学関係では一般に用いられる用語のようである。

4) 安八訴訟原告団の考え方は「バイピング説」、墨俣訴訟原告団のそれは「円弧すべり説」と呼ばれる——加藤雅信「長良川水害についての墨俣判決と安八判決」(判例タイムズ=以下「判タ」=526号14頁以下)。

5) 安八訴訟第一審判決は原告側の請求を大幅に認容し、原告らのうち既に損害の填補を受けていた者等24名を除き、1名あたり572万円～2万2000円の範囲で、総額14億円余の損害賠償を命じた。しかし墨俣訴訟第一審判決では請求全部が棄却されている。

6) 民事訴訟法学の基本に立返って論議することが本稿の課題ではないが、現行の民事訴訟手続では、周知のように、原則として、職権探知主義ではなく弁論主義が採用されている(民訴法186条)。この手続原則を、「裁判所自体は自らの職権に基づいて積極的な事実探究をするわけではなく、請求の当否に関する判断の基礎となるべき事実の訴訟への持ち込みとその事実解明とに関するイニシアティブを全面的に当該訴訟で相争う訴訟当事者双方に委ねる」という意味において、当事者主義の原則に近づけて理解するならば、当該事件担当裁判官が同じか否かという問題よりも、訴訟当事者の具体的な主張とそのための証拠方法が異なることの方が重要である。裁判官が、こうした手続原則を遵守したうえで、法定証拠主義ならざる自由心証主義(民訴法185条)に基づいて事実の存否を判断し、憲法76条3項にもうたわれている如き「裁判官の独立」の原則に基づいて自らの良心と責任において判決を下すのであれば、同じ事象を巡る訴訟が別個に進行する場合にその両者の帰結が全く同じにはならないという現象自体は(たとえ当該法廷が同じ裁判官で構成されている場合でさえ)十分に生じうるはずである。

7) 安八訴訟第一審判決は、本件破堤がバイピングのみに起因するとの原告の主張は採用しなかったが、水害当時の降雨の異常性を強調する被告側の主張も採用せず、「本件破堤は丸池の存在及び新堤築堤工事等のため、堤防と堤防裏堤脚部が不安定な構造となっていたところ、本件水害当時の洪水・降雨による

浸潤及び丸池内のパイピング激化によって堤防の弱体化を招いたことに原因する」(判時1063号30頁の要約)という事実認定をした。即ち本件堤防自体に内在的な弱点があったという趣旨であろう。そしてこうした事態が予見可能であったとの判断に基づいて国の責任を認め、損害賠償を命じる判決となったのである。

他方、墨俣訴訟第一審判決は本件破堤の原因に関して基本的に国の主張をとりいれ、「本件破堤は、水害当時の降雨・洪水の浸透作用(外力)が異常に大きかったことが主要な原因となって堤体内の浸潤が異常に進行したことに起因する浸潤破堤であり、原告主張のような丸池の池水による浸潤は寄与要因とは認められず、丸池の存在も不安定要因ではなく、むしろ同池の底の浅い部分及び犬走りが実質的に押え盛土の機能を果していた」「本件堤防の基礎地盤に存在した難透水性層の不連続が堤体内への浸潤線の上昇に寄与し、本件堤体内部の土質構造が二次すべりの位置及び規模の決定に関与し、更に堤内側の基礎に存した軟弱地盤が二次すべりの助長要因となったとしても、これら堤体内構造及び基礎地盤の不均質は土堤のいわば宿命ともいうべきものである一方、本件堤防には築堤以来堤体内構造や基礎地盤の不均質といった土堤に宿命的ともいうべき弱点を示す何らの徴候も現れていない」と判示している。

8) 本件控訴審判決に対する評釈としては、既に加藤雅信・判タ736号47頁以下(1990年)がある。本件に限らず、水害訴訟に関する判決については多数の評釈がなされている。後述する「大東水害事件」に関する最高裁1984年1月26日第一小法廷判決についての「解説」である加藤和夫・法曹時報41巻2号133頁以下(1989年)が、またその基礎となる国賠法2条の解釈論と同条の解釈運用に関する判例の動きについては「大阪国際空港事件」に関する最高裁1981年12月16日大法廷判決についての「解説」である加茂紀久男・法曹時報37巻1号159頁以下(1985年)が、それぞれ(注)において主要文献を網羅的にとりあげているので、本稿で特に触れない限り、さしあたっては両者の参照を求めておく。なお、水害事件を含む国賠法2条全体の総合判例研究については、植木哲/山本隆司「国家賠償法の判例(総論——第2条)」(国家補償法体系第三巻・1988年・85頁以下)も併せ参照賜りたい。

9) 【表1】では、これまで入手しえた水害事案判決例と、それらの判決例の帰結に一定の影響を与えたとされる国賠法2条の解釈運用に関する最高裁判例を、判決年月日順に掲載した。この表では、どの判決がどの判決の上訴審判決であるか、といった事件そのものとの結びつきが明瞭に読みとれるようにはしていない(第一審事件番号欄で知ることができる

第一審係属裁判所とその次の数字等で第一審判決とその後の上訴審判決との関係は判明はするが、しかしこの欄では裁判所名の次の二桁の数字が提訴年を昭和で表したものであることから判明する、提訴後判決に至るまでの期間——の長さ——を見て頂きたい)。同表のA欄は各判決における勝敗結果であり、第一審原告＝水害被災者の請求が認容された原告勝訴判決の場合に「○」、請求全部棄却の敗訴判決の場合に「×」、原告の請求が大幅に減額されて認容された場合を「△」で示してある。なおBCDの各欄の数字が意味するところについては後述する。

10) 筆者は既に植木/山本・前掲の101頁以下で水害に関する国賠法2条の判決例についての総合判例研究を行った。そこでは、同書90頁以下の(注9)(注10)で詳細に述べたような問題意識に支えられた事例の類型化と検討が加えられている。要するに、各判決例の持つ個性の豊かさに起因する総合判例研究の難しさが強調され、その限りにおける類型化と判決で触れられた限りでの事実関係に対する裁判所の最終的帰結に重きを置くという方法がとられ、多くの総合判例研究で用いられている、各判決理由中の法的中間命題を相互比較しつつ検討するという方法は採用されなかった。本稿でも基本的には上で述べたような問題意識に変わりはない。判決例の総合的研究に際して各事案の個性を尊重する姿勢と方法論が必要なことは、1990年中に公表した山本隆司「医療事故訴訟の教えるもの」(からだの科学154号22頁以下)にも示した通りである。

しかし、1990年に長良川水害事件とその前後の判決例を見てゆくなかで、国賠法の判決例についてはまた異った脈絡のつけ方がありうるのではないか、との思いに至った。その点については本文中で後に述べることになる。

表1 水害事案及び関連事案判決例一覧

※ アラビア数字は水害事件判決例, アルファベット記号は参考判例

	判決裁判所	第一審事件番号	判決期日	掲載場所	A	B	C	D
1	松山地裁西条支部	松山 30ワ 98	S.31.12.21	訟月 3- 2- 31	×	3	0	1
2	名古屋地裁	名古屋34ワ 1949	S.37.10.12	下民13-10-2059	×	3	0	
3	高松地裁丸亀支部	高松丸29ワ 24	S.37.12.14	訟月 9- 1- 14	○	3	0	0
4	高松高裁	高松丸29ワ 24	S.44.6.27	訟月15- 7- 762	×	3	0	1
㉔	最高裁第一小法廷	高知	S.45.9.20	民集24- 9-1268	○			
5	広島地裁	広島 46ワ 677	S.48.2.12	判時 710- 88	○	1	0	0
6	甲府地裁	甲府 41?	S.49.6.5	河川 6-2593=3	×			
㉕	最高裁第一小法廷	奈良	S.50.6.26	民集29- 6- 851	×			
7	新潟地裁	新潟 43ワ 564	S.50.7.12	判時 783- 33	○	3	0	1
㉖	最高裁第三小法廷	和歌山	S.50.7.25	民集29- 6-1136	○			
8	大阪地裁	大阪 48ワ 323	S.51.2.19	判時 805- 18	○	3	1	1
9	広島地裁呉支部	広島呉33ワ 178	S.51.9.9	訟月22- 9-2190	×	3	0	0
10	東京高裁	甲府 41?	S.52.1.31	未公表	×			
11	天津地裁	天津 47ワ 209等	S.52.5.31	判時 880- 65	○	1	0	0
12	大阪高裁	大阪 48ワ 323	S.52.12.20	判時 876- 16	△	3	1	1
13	最高裁	甲府 41?	S.53.2.27	河川 6-2593=3	×			
㉗	最高裁第一小法廷	天津	S.53.3.30	民集32- 2- 379	×			
㉘	最高裁第三小法廷	神戸	S.53.7.4	民集32- 5- 809	×			
14	鹿児島地裁	鹿児島47ワ 223等	S.53.8.31	判時 921- 221	○	3	0	1
15	鹿児島地裁	鹿児島48ワ 151等	S.53.11.13	判時 939- 90	○	3	0	1
16	東京地裁	東京 51ワ 987	S.54.1.25	判時 913- 3	○	3	0	3
17	福岡地裁	福岡 48ワ 930	S.54.5.31	判時 954- 71	○	3	0	0
18	東京地裁	東京 49ワ11047	S.54.7.30	判時 951- 80	×	1	1	0
19	広島地裁三次支部	広島三50ワ 27	S.55.4.7	訟月26- 7-1105	×	1	0	0
20	広島高裁	広島三50ワ 27	S.55.11.7	河川 6-2605	×			
21	東京地裁	東京 48ワ 9788	S.56.2.24	判時1010- 75	○	3	1	0
22	東京高裁	新潟 43ワ 564	S.56.10.21	判時1018- 29	△	3	0	0
23	津地裁	津 50ワ 95	S.56.11.5	判時1026- 43	○	3	0	1
24	東京高裁	東京 49ワ11047	S.56.11.25	判時1030- 41	×	3	0	0
㉙	最高裁大法廷	大阪	S.56.12.26	民集35-10-1369	×			
25	天津地裁	天津 51ワ 81	S.57.3.29	未公表	×	3	0	1
26	福岡地裁	福岡 50ワ 673等	S.57.11.29	判時1063- 161	×	3	0	0
27	岐阜地裁	岐阜 52ワ 317等	S.57.12.10	判時1063- 30	○	3	0	1
28	東京地裁	東京 53ワ 899	S.58.5.30	判時1080- 24	○	3	0	0
29	大阪高裁	天津 51ワ 81	S.58.6.30	訟月30- 1- 1	×	3	0	1

長良川水害訴訟をめぐる水害関係事案判決例に関する一考察(山本)

30	広島地裁	広島 47ワ 925	S.58.7.19	訟月30- 3- 404	×	3	0	1
31	最高裁第一小法廷	大阪 48ワ 323等	S.59.1.26	民集38- 2- 53	×	5	0	5
32	鹿児島地裁	鹿児島47ワ 366等	S.59.3.23	判時1108- 18	×	3	1	0
33	岐阜地裁	岐阜 52ワ 293等	S.59.5.29	判時1117- 13	×	3	1	0
㊟	最高裁第三小法廷	京都	S.59.11.29	民集38-11-1260	○			
34	最高裁第一小法廷	新潟 43ワ 564	S.60.3.28	民集39- 2- 333	△	5	0	0
35	山口地裁	山口 48ワ 145	S.60.5.16	判時1167- 104	○	3	0	1
36	横浜地裁横須賀支部	横浜横51ワ 246等	S.60.8.26	訟月32- 7-1359	×	3	0	1
37	静岡地裁浜松支部	静岡浜51ワ 124	S.60.9.30	判タ 574- 37	×	3	0	0
38	東京地裁	東京 52ワ 4934	S.61.3.18	判時1224- 44	×	3	1	0
39	大阪高裁	大阪 48ワ 323	S.62.4.10	判時1229- 27	×	3	1	2
40	大阪地裁	大阪 58ワ 2279	S.62.6.4	判時1241- 3	○	3	0	0
41	岡山地裁	岡山 47ワ 585等	S.62.8.7	訟月34- 5- 889	×	3	0	0
42	東京高裁	東京 51ワ 987	S.62.8.31	判時1247- 3	×	3	2	1
43	徳島地裁	徳島 50ワ 32	S.63.6.8	判時1276- 3	○	3	0	0
44	大阪地裁	大阪 57ワ 9668	S.63.7.13	判時元8.5- 3	○	3	0	0
45	東京高裁	東京 53ワ 899	S.63.10.19	訟月35- 5- 769	×	3	3	1
46	名古屋高裁	津 50ワ 95	H.1.3.29	判時1312- 3	×	3	1	1
47	名古屋高裁	岐阜 52ワ 293等	H.2.2.20	判時1346- 7	×	3	0	1
48	名古屋高裁	岐阜 52ワ 317等	H.2.2.20	判時1346- 7	×	3	0	1
49	最高裁第二小法廷	大阪 48ワ 323等	H.2.6.22	朝日新聞 6.23	×	5	1	0
50	最高裁第一小法廷	東京 51ワ 987	H.2.12.13	判時1369- 23	○	5	0	5
						138	15	34

《凡例》「民集」=最高裁判所民事判例集 「下民」=下級裁判所民事判例集 「訟月」=訟務月報

「判時」=判例時報 「判タ」=判例タイムズ 「河川」=河川関係法令規集

「朝日新聞 6.23」=朝日新聞1990年6月23日付朝刊

## 第二章 水害事案をめぐる判決例

### 第一節 水害その他の災害状況の概観

日本は昔から水害に苦しめられてきた。

例えば第二次世界大戦後という近い過去においても、1945年9月の、死者だけで2400名を数えた枕崎台風に始まり、1947年9月のキャサリン台風、翌1948年のアイオン台風、1949年のデラ台風・キティ台風、1950年のジェーン台風、1951年のルース台風、とこの頃は毎年のように強い台風が日本を襲い、各地に激甚な被害を出していた。1953年には梅雨前線豪雨が西日本を襲い、同年9月にも台風13号が東海地方に大規模な被害をもたらした。1954年9月の台風は1000人の犠牲者を出して洞爺丸台風と呼ばれ、1957年7月の集中豪雨は長崎県を中心にやはり1000名近い死者を出した。1958年の狩野川台風が東京山手にもたらした水害は今日の「都市水害」の走りともいわれ、そして1959年に伊勢湾台風が東海地方を襲い、死者行方不明者数だけで5000人という犠牲を出すに至った。これは明治(1868年)以降の災害での死者数としては三陸大津波(1896年)・関東大震災(1923年)に次ぐ数といわれる<sup>1)</sup>。しかし基本的な趨勢としては、1955年以降は災害による死者並びに行方不明者という人命被害の数は著減し、500人以上を数えた1963年・66年・72年・82年の各年を除いては、毎年200～300人程度で推移しているといわれる<sup>2)</sup>。

### 第二節 水害訴訟の概況

「水害を回避可能な損害と考え、そうした損害発生を回避すべき法的義務が存在し、その義務に違反した者に対しては水害によって被った損害の賠償を請求することができる」という発想は歴史的に非常に新しいものである。

【表2】は、水害被害に関する国家賠償請求の訴訟を示したものである<sup>3)</sup>。1991年1月現在において、水害の被災者が本節冒頭で述べたよ

うな考え方で国家賠償請求の訴訟を提起するという件数は総計48件を数える。ところで、この表からは上の災害状況に比較して重要な事実が見てとれる。すなわち、水害訴訟は、まさにこの、災害による犠牲者数が著減する契機となる1955年以降の時期に急増するのであり、圧倒的多数の事件は1970年代の10年間に提訴されている。1960年代後半から始まる各地の公害訴訟における原告側勝利判決の蓄積であるとか、国民の権利意識の高まり等がその原因として挙げられる。しかし何よりも重要なことは、日本国民は第二次大戦後20年以上を経て、漸く、こうした問題に関しても司法手続というサービスを介する救済の機会を利用できる状況にまで立直れたということであり、また司法制度の枠内でも、在野法曹の側がこうした要請に対応できるだけの態勢を持ち始めたということであろう。

これらの事件では集団訴訟とそうでない事案とがあるが、原告総数は6766名、請求金額の総額は114億6716万円以上<sup>4)</sup>となる。請求総額としては巨額の印象がぬぐえないかもしれないが、これは原告数が多いからであり、単純平均1原告あたり170万円強というのが数字としては小さすぎるとしても、人命喪失損害の賠償を請求する訴訟が4・10・38・46の4件にとどまり、営業的事業に発生した損害(これは比較的巨額となりうる)に関する1・6・8・17・18の一部・29・35・36・41・45の10件を別とすれば、圧倒的多数が床上・床下の浸水や家屋倒壊・田畑流失・田畑冠水といった生活基盤にかかわる物損に関する賠償請求であることに鑑みるならば、個別被害の救済として主張されている金額がさほど多額であるとはいえないのではなからうか<sup>5)</sup>。

さて、【表1】のA欄を通観すると、水害訴訟における原告側勝訴判決は全部で18件、件数あたりの勝訴率は36%である。この数字ならば、一般民事事件の原告勝訴率より若干低い程度である。ところが、最高裁1984年1月26日第一小法廷判決(31=【表1】の判決番号、次下同じ)

以降で見れば、原告勝訴判決は5件しかなく、件数あたりの勝訴率は20%に落ち、しかも、第50判決を除き、これらはすべて第一審判決であり、敗訴被告側から上訴され係属中の事案である。【表1】に示されたような控訴審判決における第一審原告側敗訴率の極端な高さを見るならば、この数字は予断を許さないものである。これは事実関係について再度の審理を命じる最高裁1990年12月13日第一小法廷判決(50)に基づいて行われる東京高裁の差戻後控訴審での審理についても言える問題である<sup>9)</sup>。こうした状況は、後掲【資料】で各事案ごとに概要を述べた判決例において、その理由中で用いられる瑕疵判断の基準に関する文言表現を見るとき、もっと顕著にその共通性を知ることができる。河川管理の瑕疵に関する一般基準を提示して第一審原告側の請求が差戻後控訴審で全部棄却されることに道を開いた第31判決は、以降の水害訴訟判決に対しても、それほど大きな意味を持っているやに観察される。まさに第31判決は、後に第50判決によって示された若干の軌道修正の余地を除いて、「判例」の名にはじない重要性を与えられている。

しかし、同じ水害事件とはいえ、溢水破堤事案もあれば溢水なき破堤事案もあり、ダム放流による流域被害の事案もあるというように、各事案は被災形態ひとつとっても多様性に満ちているはずであり、請求原因の法的論理構成や弁論をはじめとして原告側の採る訴訟戦術の多様性に鑑みるならば、こうした単一の脈絡を持っているやに見える判決趨勢はそれ自体不自然の観すらある。

### 第三節 国家賠償訴訟に脈絡をもたらしもの——他方の当事者たる国

民事事件は個性に満ちている。紛争に立至るはるか以前から、他人との接触の契機となる諸事象から相手方の選択・交渉の持ち方・紛争状態に立至るか否かの判断・その際の解決方法・(解決方法の一つたる訴訟手続を選択したとしても)そこでの弁論展開の範囲や方法・判決手続進行過程で並行して行なわれる裁判内外での和

解交渉の採否とその進め方・判決まで至ったとしてもそれをそのまま受容するか否か(給付判決の勝訴当事者ならばそれを執行手続に載せるか否か)・判決等による一応の帰結を得た後の対応等々、民事事件は、もちろん一定の歴史的社会的経済的文化的環境による制約の下ではあるが、様々な選択の機会に満ちており、そのすべてに各当事者の主体的で意思的な選択が可能であるわけではないにしても、可能性の幅は非常に広い。だからこそ、判決例の総合的研究に際しても、各判決例に見え隠れしているそうした個別事象を念頭に置くとき、各判決例が本当に総合的研究に親しむ程度の脈絡を持っているかどうかという点に悩むのである。

ところが、国家賠償請求訴訟をはじめとする国家・公権力機関に対する訴訟の場合は、制度的に選択されている手続が民事訴訟であっても、通常の民事事件とは状況が異なる。もちろん問題とされうる様々な行政的措置の実施主体たる具体的行政機関は、それ自体としてもその構成員を見ても多様であり、従ってその限りでは紛争形態もその内実も多様でありうる。しかし、例を本稿の主題である水害訴訟にとれば、これは国家・公権力機関による治水行政に対する法的評価を重要争点とする訴訟である以上、提訴する側にとって個別事件それぞれは民事事件としての多様性と個性を持っていても、受ける側たる国家の方は全国的な治水行政の一環としての紛争対象事案という受けとめ方となる。しかも国家の動きともなれば、自然人の個人とは異なり、常にその動きを正当化する実定法規範の存在を必要とするのが原則である。そこでなされる選択の性質がたとえ個別の場面に応じた政策的なものであっても、その選択は常に、日本国内全域に妥当する実定法規範による法的な次元での普遍性を持った正当化ないし権威づけを必要とする。

大日本帝国憲法の下とは違って、日本国憲法の下では、国家の行動がこうした訴訟当事者としての役割を演じる場合についても、これを統轄する権限と機能を持つ行政官庁が設置されている。これが法務省である。そして法務省によ

表2 水害訴訟事件一覧

	事件名( )内は表1の判決番号	災害	提訴	原告数	請求金額	最新判決と帰結
1	土器川砂防堰堤事件 (3.4)	1949	1954	1	324	高松高裁 690627 × ♠
2	銅山川柳瀬ダム事件 (1)	1949	1955	28	610	松山地裁 561221 × ♠
3	呉市埋立地堤防決壊事件 (9)	1950	1958	13	82	広島地裁 760909 × ♠
4	伊勢湾台風高潮水害事件 (2)	1959	1959	1	60	名古屋地裁 621012 × ♠
5	第二室戸台風堤防決壊事件	1961	1962	25	?	大阪地裁係属中?
6	日川水害土砂堆積事件(6.10.13)	1966	?	6	?	最高裁 780227 × ♠
7	加治川水害事件 (7.22.34)	1967	1968	18	3976	最高裁 850328 × △
8	草津川浸透水噴出事件 (25.29)	1968	1976	1	1080	大阪高裁 830630 × ♠
9	巴川洪水事件	1969	1969	5	4155	名古屋地裁係属中
10	矢多田川護岸決壊事件 (5)	1971	1971	1	1479	広島地裁 730212 ○ 控訴後和解
11	安曇川護岸決壊事件 (11)	1971	1972	4	2474	大津地裁 770531 ○ ♥
12	那賀川長安ロダム事件 (44)	1971	1975	64	1億5660	徳島地裁 880608 ○ 控訴係争中
13	平佐川未施工部分溢水事件 (14)	1972	1972	3	239	鹿児島地裁 780831 △ 控訴後取下
14	川内川氾濫事件 (15)	1972	1973	45	1169	鹿児島地裁 781113 ○ ♥
15	油山川氾濫事件 (17)	1972	1973	1	460	福岡地裁 790531 ○ ♥
16	馬洗川溢水破堤事件 (19.20)	1972	1975	1	700	広島高裁 801107 × 上告中
17	江の川逆流水害事件 (30)	1972	1972	1	4804	広島地裁 830719 × ♠
18	大東水害事件 (8.12.31.39.49)	1972	1973	71	5200	最高裁 900622 × ♠
19	川内川鶴田ダム放流事件 (32)	1972	1972	123	3億9929	鹿児島地裁 840323 × 控訴係争中
20	太田川立岩ダム放流氾濫事件	1972	1975	106	3億7307	広島地裁係属中
21	厚東川ダム放流氾濫事件 (35)	1972	1973	1	293	山口地裁 850516 ○ 控訴係争中
22	新成羽川ダム放流氾濫事件 (41)	1972	1972	1550	18億7142	岡山地裁 870807 × 控訴係争中
23	土器川洪水事件	1972	1975	1	540	高松地裁九亀支部係属中
24	清滝川・清滝川ダム水害事件	1972	1976	1	4583	京都地裁係属中
25	蛇崩川氾濫事件 (21)	1973	1973	1	947	東京地裁 810224 ○ 控訴係争中
26	宇美川自然堤防破堤事件 (26)	1973	1975	50	2億	福岡地裁 821129 × ♠
27	神田川溢水事件 (18.24)	1974	1974	1	1443	東京高裁 811125 × ♠
28	古登茂川溢水事件 (23.46)	1974	1975	310	2億7599	名古屋高裁 890329 × 上告係争中
29	太田川溢水破堤事件 (37)	1974	1976	2	2417	静岡地裁浜 850930 × ♠
30	平作川・関連水路溢水事件 (36)	1974	1976	107	1億6215	横浜地裁横 850826 × 控訴係争中
31	矢田川等溢水破堤事件	1974	1975	364	4億1014	名古屋地裁係属中
32	島田川溢水事件	1974	1977	148	8248	千葉地裁係属中
33	芝生川井堰溢水事件	1974	1978	1	273	奈良地裁係属中
34	多摩川水害事件 (16.42.50)	1974	1976	33	4億 803	最高裁 901213 ○ 差戻係争中
35	桜川・男女川溢水事件	1975	1978	1	434	水戸地裁土浦支部係属中
36	越前海岸護岸池壊事件 (28.45)	1976	1978	1	2853	東京高裁 881019 × ♠

長良川水害訴訟をめぐる水害関係事案判決例に関する一考察(山本)

37	相見川溢水事件	1976	1979	1	3145			金沢地裁係属中
38	珊内川溢水事件	1976	1978	2	2308			札幌地裁小樽支部係属中
39	水場川溢水事件	1976	1978	103	7891			名古屋地裁係属中
40	鏡川・鏡川ダム放流氾濫事件	1976	1977	802	8億8220			高知地裁係属中
41	石神井川溢水事件 (38)	1976	1977	1	3547	東京地裁	860318	× ♠
42	長良川破堤(安八)事件 (27.48)	1976	1977	1179	19億5173	名古屋高裁	900220	× 上告係争中
43	長良川破堤(墨俣)事件 (33.47)	1976	1977	811	19億9227	名古屋高裁	900220	× 上告係争中
44	神田川溢水事件	1978	1979	73	7932			東京地裁係属中
45	加持川増水流入事件	1979	1980	1	3350			高知地裁係属中
46	吉野川大迫ダム放流事件 (44)	1982	1982	22	4億3585	大阪地裁	880713	○ 控訴係争中
47	平野川溢水事件 (40)	1982	1983	647	8億3800	大阪地裁	870604	○ 控訴係争中
48	河川湖水位上昇浸水事件	1983	1984	34	3億4026			甲府地裁係属中

原告総数6766名

請求総額114億6716万円(単純平均1原告あたり170万円弱)

※ 「事件名」は水害場所等を示す意味で一般に用いられているものを用いた。なお、事件名の欄で( )内に示した数字は、本稿【表1：水害事案及び関連事案判決例一覧】の判決番号である。

掲載順序は、問題となる災害の発生した時期を第一の基準とし、これが同じ場合は提訴時期(事件番号から提訴年度が判明する)または判決年月日を基準とした。

「災害」「提訴」は西暦年、「最新判決」は判決年の西暦下二桁に月と日で表わした。

「請求金額」は、単位を「万円」とし、それ以下を四捨五入した。また1億円を超える請求金額については、特に「億」の単位を付してある。

「勝敗」は、現在いずれかの裁判所に係属中の事件の場合は、最新の判決が原告勝訴の場合を「○」、原告敗訴の場合を「×」、原告の請求が大幅に削減されている場合を「△」とした。また判決が確定していることが判明している場合は、原告勝訴の場合に「♥」、原告敗訴の場合に「♠」で、それ以外は「係属中」とした。

る民事訴訟の一方当事者としての対応を通じて、国家賠償請求訴訟は一定の脈絡を持たられてきているようである。章を改めて、被告としての国の対応を見てみることにする。

〈注〉

1) 以上は高橋裕「河川水害の歴史と今後の治水」(自由と正義33巻7号・1982年・4頁以下)の冒頭叙述による。植木哲「災害と法」(1982年)63頁によれば、この時期に水害は毎年1200人以上の犠牲者と2400億円を超える被害を惹起してきた。

2) 松本精一「特集・水害対策のあらまし 第一章 災害対策の現状と課題」(時の法令1201号・1984年・9頁以下)。

3) この表は、判決が公表されているものについては

それに従い、目下第一審係属中で第一審判決さえ出していない事件については、訟務月報26巻1号別冊(1980年)61頁以下の一覧表——同一一覧表は国家賠償法研究会⑨「典型的にみた国賠事件(二)」(法令解説資料総覧20号・1981年・170頁以下)の巻末(同218頁以下)にも掲載されている——並びに国井和郎「〈資料〉水害訴訟をめぐる学説および裁判例の現況」(判タ526号・1984年・56頁以下)を基礎に、判決がその後に出たものを最新の資料によって補充するという方法で作成した。本稿巻末の【資料】も、第一審判決さえない事案については同様の方法で調査した。

4) 物価変動は一切考慮に入れず、原告請求の金額そのままの数字である。なお同表の5事件と6事件では、後掲【資料】の各事件に関する説明で述べたような理由から、請求金額が解らなかつた。

5) 水害をはじめとする災害から生じる被害は、国賠法2条のもう一つの重要な事例類型である道路の設置管理の瑕疵から生じる被害とは比較にならないほど多額である(もちろん道路瑕疵による事故に人身損害が多いことを勘案すれば、毎年発生する道路の瑕疵より生じる事故の被害を通年で合算した総額をみれば巨額になるであろう)。しかし長良川安八訴訟でも1原告あたり平均165万円余、同墨俣訴訟でも245万円余の請求額であり、生活基盤に甚大な損害を被っている人々の請求金額としてこれを多額とみるべきだろうか。むしろ人命喪失損害の賠償を請求する事件でも4事件(=【表2】の事件番号)などは、交通事故賠償の実務が定着する以前であるとはいえ、妻と子二人の死亡に関する請求金額が総額60万円であることなど、認定事実から察せられる被害の悲惨さを想像するとき、信じられない思いがする。

建設省は「大河川は100年から200年に1回発生する規模の洪水、中小河川は30年から100年に1回発生する規模の洪水を防止すること」を河川改修計画の将来目標としたが、「その達成には今後約100兆円」

かかるの見込みの下、「治水投資の目標を右の額から30兆円に切り下げた」という——座談会・訟務月報28巻1号別冊・1981年・112頁の金丸・並木両発言。数値は若干異なるが、同旨の論述が見られるものとして、河川管理責任研究会「河川管理責任の考え方について」(訟務日報36巻6号、1985年、1455頁以下)。この数字について、ここで引用されている建設省編『日本の河川』を参照していない現時点では如何ともなすがたいが、加藤(雅)・前掲・判タ526号(1984年)14頁以下(特に18頁)に述べられている「防災投資効果の数理的合理性にもとづく計算」による瑕疵評価の考え方などを参照するならば、この70兆円切下げと賠償請求総額114億円との比較も総論的な意味くらは持ちうるのではなからうか。なお加藤(雅)・前掲・判タ736号(1990年)49頁は実際の治水投資額と水害被害額との比較を参照している。

6) 第50判決の要旨は、後掲【資料】34事件叙述箇所参照。かなり微妙な事実審理となりそうである。

### 第三章 裁判機関の設置運用者としての国と被告としての国

#### 第一節 法務省と訟務局の設置及びその権限と機能

大日本帝国憲法の下では、司法制度全体を人事と予算の両面から統轄する行政官庁として司法省があった。大日本帝国憲法の下での統治体制において三権分立が不徹底であったといわれる所以である。他方、国家機関を当事者として提訴される事件も当時からあったが、これらは当該行政措置を管轄・実施する各行政官庁が、直接、訴訟当事者として、具体的訴訟手続を担当していたようである。

三権分立を徹底させている日本国憲法の下では、裁判所が、人事と予算の両面で行政権から分離され、他方で行政裁判所その他の特別裁判所が廃止され、司法権は人事権と予算権を含めてすべて裁判所が統轄することになった。そして国家といえども、司法の庭では相手方当事者と完全に対等な当事者として、各訴訟手続法に則って訴訟活動を展開するという構造となり、裁判所での裁判官の役割は、両当事者に対してはいずれの側にも立たない中立の存在として、

かつまた国家機構の一環を構成する者としては立法や行政から完全に独立の存在として、法と自己の良心のみに基づいて、訴訟手続の公平な進行を司り裁判を行うことが期待されている。

他方、行政機関の中でもこれに並行する制度改革がなされた。すなわち1948年2月15日施行の「国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律」(昭和22年法律第194号)に基づき、法務総裁(今日の法務省)が設置され、併せて国の行政官庁がかかわる訴訟について具体的訴訟手続を統轄的に遂行する訟務制度が新たに設置された<sup>1)</sup>。そしてこのような法務総裁の権限に属する訴訟事務を処理する組織として「法務庁設置法」(1948年2月15日施行)において、法務総裁の下に訟務長官を置き、その下に民事・行政・税務の三訟務局が設けられた<sup>2)</sup>。

訟務制度の中央組織は、それ以降、法務庁が法務府となった1949年に、三局の内まず税務訟務局が行政訟務局に吸収されて民事法務長官の下に二局となり、次いで1952年に法務府が法務省となった際に両訟務局が統合されて訟務局と

なり、さらに1968年にこれが法務大臣官房訟務局となり、現在は法務省訟務局となっている。また地方組織は、1949年に各地の法務局には訟務部が、各地方法務局には訟務課が置かれた。

国が当事者となる事件の具体的な訴訟事務については、そのほとんどで、訟務局所属検事をはじめとする法務省職員が代理人となっている。ただ訴訟案件はいずれもどこかの行政庁等の所掌事務に関連するところから、実際の訟務事務はこれら関連行政庁等の協力を要する。そのためほとんどの事件には法務省職員の他に関係行政庁(例えば河川水害なら建設省)の職員も指定代理人となり、両者が緊密な協力の下に訴訟を実施している<sup>9)</sup>。また他方で、重要な法律の解釈について各行政庁等と見解が異りうる場合等に際しては司法手続との関連では訟務局が中心となって調整をしたり、内閣法制局と歩調をあわせるといった措置がとられている<sup>9)</sup>。

即ち、訴訟当事者としての国は、法務省訟務局が中心となって、各行政庁等の国家機関が歩調をあわせつつ、組織的に対応しているのである。

## 第二節 訟務制度に内在する問題とその解決のためにとられた方策＝「判・検人事交流」

訟務制度は、当初から重大な問題をかかえていた。

組織の建前はできても、その業務を具体的に担う人材に不足をきたしたことである。この人材不足を補うため、法務省はその発足の当初から、旧司法省から分離して憲法その他の法律での建前上は全く別の組織となった裁判所にはたきかけてきた<sup>9)</sup>。

設置当初の1948年頃には、既に農地訴訟だけでも2000～3000件が提訴されており、国を一方の当事者とする訴訟の件数は膨大な数となっていた。この数は以後も決して減少に転じることはない。1969年から法曹時報で毎年の訟務事務の概況が報告されるようになったが、その報告によれば、報告の初年度に新たに受理された本

訴事件だけで2254件(内民事事件は732件)、同年度の未済事件は5796件(内民事事件は1623件)<sup>9)</sup>、1975年度には未済件数が7000件(内民事事件5076件)を超え<sup>7)</sup>、1984年には遂にこれが一万件(内民事事件は7963件)を超えた<sup>9)</sup>。最新の報告では、民事事件の未済件数だけでも一万件に迫っている<sup>9)</sup>。国家賠償請求事件だけを見ると、件数としては国賠法1条関係が圧倒的に多いが、それでも、上と同じ期間に、国賠法2条関係未済件数は82件(1969年)、237件(1975年)、508件(1984年)、599件(1989年)となっている。水害訴訟はこの中に含まれる。

こうした趨勢の下で、組織の発足当初から不足の人材を裁判所に求めるという対応はより積極的に進められた。それでも1970年代に入るまでは、毎年一桁の数であったものが、1970年代以降は二桁の数となり、最近では双方それぞれ二十数名ずつが法務省と裁判所との間を相互に行来している。これが一般に「判・検人事交流」といわれる現象である。その結果と現在に至るまでの実績を示すのが【表3】<sup>10)11)</sup>である。

## 第三節 「判・検人事交流」が裁判所にもたらすもの——個別事案について

「判・検人事交流」はそれ自体として十分に問題視されてよい事態である<sup>12)</sup>。しかし本稿では、敢えてその人事交流の実質的な目的や、その人事の対象とされる判事の選択にかかわる裁判所側の人事当局たる最高裁事務総局の考慮ないしは人事交流を体験した判事が裁判所内部でその後どのような処遇を経て行くかといった純粹の人事問題には立ち入らないでおく<sup>13)</sup>。ただ、法務省訟務局で訟務検事の職に付く判事が同局で検事(本来の法務省職員)に比べて占める割合は、同省民事局への出向判事と並んで非常に高いことには留意しておく。本省訟務局と各地法務局訟務部とを併せると1988年2月1日時点で計50人の出向判事がおり、同じポストにいる本来の法務省職員たる検事は計29人にすぎない。この状況は1974年の同時期に比べてもより顕著になってくる傾向を示している<sup>14)</sup>。1986年現在では全裁判官中で法務省出向経験を有する者が

表3 裁判所と法務省等との人事交流総数

年 (昭和・平成)	裁判所から 法務省へ	法務省から裁判所へ	合 計
23 (10月以降)	0 人	1 人	1 人
24	7	14	21
25	6	3	9
26	7	2	9
27	6	1	7
28	3	2	5
29	5	7	12
30	6	2	8
31	2	2	4
32	1	1	2
33	9	7	16
34	1	5	6
35	5	5	10
36	2	4	6
37	5	5	10
38	5	9	14
39	2	3	5
40	8	8	16
41	2	4	6
42	3	2	5
43	2	6	8
44	2	3	5
45	2	4	6
46	11	7	18
47	12	13	25
48	7	8	15
49	16	10	26
50	20	14	34
51	14	8	22
52	13	12	25
53	22	20	42
54	14	17	31
55	13	15	28
56	24	23	47
57	14	15	29
58	21	18	39
59	27	27	54
60	20	18	38
61	16	14	30
62	31	27	58
63	26	25	51
1	18	21	39
2(9月現在)	26	25	51
合 計	456	437	893

日本民主法律家協会司法委員会編  
『全裁判官経歴総覧改訂新版』(1990年)466頁より

15%に達しようとしているといわれた<sup>15)</sup>。【表3】の数字で見ると、その人事の対象者がよほど特定の人物群に限定されていない限り、これも同様に増加傾向にあると考えられる。

その結果、ということになるのか、水害訴訟事件においても、法務省出向経験を持つ裁判官が事件を担当する件数が増加している。【表1】のB欄は、当該判決に関与した裁判官の数であり、C欄はその内、当該事件を裁判官として担当する以前に法務省訟務局等に出向した経歴を持つ者の数を示した。またD欄は、判事ないし判事補として任官し、当該事件当時法務省訟務局ないし各地の法務局訟務部に出向中の身分にあり、当該事件を被告＝国側代理人として担当している判事の数、判明した限りで示してある<sup>16)</sup>。関係裁判官総数138名中C欄該当者15名は、一見すると前述の割合に比べて少ないようであるが、判決数が50であることから見れば事件数との比較ではかなりの率ともいえる。またD欄該当者において顕著なことは、被告＝国側から最高裁に上告する場合にこの者達が多数関与しているということである。そして、こうして水害事件でD欄該当者となった者が、後に裁判官として国家賠償請求訴訟を担当するという事態さえ生じている<sup>17)</sup>。

#### 第四節 「判・検人事交流」のもたらすもの ——国賠法解釈と判例の形成について

「判・検人事交流」のもたらす影響は、【表1】で示されるような個別事件の担当者だけに表われるわけではない。

一般の事件は各法務局訟務部が担当するようであるが、重要な事件は中央の法務省訟務局が当該事件の地域を管轄する各地の法務局訟務部と協力するなどして直接関与する。そうした機会以外にも、法務省訟務局が、国側代理人の立案する具体的な攻撃防禦方法や法解釈・法的論理構成を中央機関として検討するという側面もあるようである。そしてそこで、法務省訟務局に出向している判事が重要な役割を果たしている

のではないかと伺わせる資料がある。

法務省訟務局が発行する「訟務月報」という雑誌は、各巻の第一号ないしその別冊が前年度を回顧する訟務局座談会に当てられている。そこでの発言者にかなりの率で出向判事が含まれているのである<sup>18)</sup>。以下では水害国賠訴訟が話題になった場合に限ってその状況を列記してみる<sup>19)</sup>。

- ① 訟務月報9巻1号は1962年の回顧であり、新受事件として【表2】の第5事件(以下同じ)、旧件として第1事件・第4事件がとりあげられている。ここでは右事件につき、宇佐見初男(2期判事補任官＝以下「期」のみ示す。敬称略)と川本権祐(5期)が法務省訟務局付として発言している。
- ② 訟務月報15巻1号は1968年の回顧であり、新受事件として第7事件がとりあげられているが、朝山崇(3期)が法務省訟務局二課長として、高桑昭(14期)が法務大臣官房訟務部付としてこの事件につき発言している。
- ③ 訟務月報21巻1号は1974年の回顧であり、水害による国賠訴訟ではないが国・公共団体の河川管理義務につき重要な判例としての位置づけを将来与えられる「安曇川堤防敷の所有権を争う事件」を新受事件として、同じく「高知古ビニール公害事件」を旧件として、ここではそれぞれ18頁を割く詳細な検討が行われている。賀集唱(4期)が法務大臣参事官として、奥平守男(10期)が法務省訟務局三課長として、鎌田泰輝(11期)が法務省訟務局五課長として、仙田富士夫(11期)が公害等調整委員会審査官として(彼は翌年法務省訟務局三課長)、加藤和夫(15期)・寛康男(16期)・伊藤螢子(17期)・大内俊身(21期)・中島尚志(23期)がそれぞれ法務省訟務局付として、それぞれの事件につき発言し、活発に論議している。この座談会で判事経歴のない発言者はほんの少数である。
- ④ 訟務月報22巻1号は1975年の回顧であり、再度第7事件が、今度は第一審判決の批評対象としてとりあげられた。ここでは、③の構成員から鎌田・寛・中島を除き、近藤浩武(7

- 期)が法務大臣官房参事官として、上野至(16期)と吉戒修一(25期)が法務省訟務局付として参加している。
- ⑤ 訟務月報23巻1号は1976年の回顧で、第18事件第一審判決が紹介されているが、ここでは出向判事はいない模様である。
- ⑥ 訟務月報24巻1号別冊は1977年の回顧で、第42・43事件(長良川訴訟である)が新受事件として紹介された。確実に出向判事と判明する名前はない。
- ⑦ 訟務月報25巻1号別冊は1978年の回顧で、③の「安曇川堤防敷事件」に関する最高裁昭和53年3月30日第一小法廷判決と第18事件控訴審判決が旧件として、第39事件が新受事件として紹介されている。確実に出向判事と判明する名前はない。
- ⑧ 訟務月報26巻1号別冊は1979年の回顧で、第34事件第一審判決が紹介され、水害訴訟についての集中的な討議が行われている。ここでは小川英明(15期)と寛康男(16期)が法務省訟務局参事官として、大喜多啓光(19期)・中路義彦(25期)・吉戒修一(25期)が法務省訟務局付として、岩淵正紀(20期)・石川善則(21期)・菊池健治(25期)が東京法務局訟務部(本件担当法務局)付として参加し、積極的に発言している。
- ⑨ 訟務月報28巻1号別冊は1981年の回顧で、第7事件控訴審判決と第28事件第一審判決が紹介され、再度集中的な討議が行われている。ここでは鎌田泰輝(11期)が法務省訟務局民事訟務課長として、高橋欣一(10期)・小川英明(15期)・並木茂(16期)が法務省訟務局参事官として、中野哲弘(23期)・吉戒修一(25期)・藤村啓(26期)が法務省訟務局付として、やはり積極的に発言している。
- ⑩ 訟務月報29巻1号別冊は1982年の回顧で、第42事件第一審判決が紹介されている。確実に出向判事と判明する名前はない。
- ⑪ 訟務月報30巻1号別冊は1983年の回顧で、第47事件が新受事件として紹介され、第8事件の控訴審判決が紹介されている。確実に出向判事と判明する名前はない。
- ⑫ 訟務月報31巻1号別冊は1984年の回顧で、第48事件が新受事件として紹介され、第18事件最高裁判決、第43事件第一審判決、第19事件第一審判決が紹介され、再度集中的な討議が行われている。ここでは松村利教(14期)は法務大臣官房参事官として、寛康男(16期)は法務省訟務局総務課長として、並木茂(16期)は法務省訟務局民事訟務課長として、横山巨輝(21期)は法務省訟務局参事官として、藤村啓(26期)・前田順司(27期)・富田善範(29期)・池田直樹(32期)は法務省訟務局付として、積極的に発言している。
- ⑬ 訟務月報32巻1号別冊は1985年の回顧で第7事件最高裁判決と第29事件と第30事件のそれぞれ第一審判決が紹介されている。出向判事と判明する名前はない。
- ⑭ 訟務月報34巻1号別冊は1986年の回顧で、第18事件差戻後控訴審判決、第22事件第一審判決、第34事件控訴審判決が紹介されている。出向判事と判明する名前はない。
- ⑮ 訟務月報35巻1号別冊は1988年の回顧で、第36事件と第46事件のそれぞれ第一審判決が紹介されている。出向判事と判明する名前はない。
- 以上のように③④⑧⑨⑫の各機会に水害関係事件について集中的な論議が展開されていることが判明するが、特に④における第7事件第一審判決の検討をはじめ、1980年代に多数出される水害訴訟判決例に大きな影響を与えることになる事案の検討に大きく割かれて解釈論的な研究が行われている。そこに参加している出向判事の数はたいへんなものである。
- また、訟務座談会での個別事件検討とは別に、河川管理責任研究会という組織が「河川管理責任の考え方について」という報告書をまとめている<sup>20)</sup>。これは、要約的に表現すれば、河川管理の特質を出発点とする行政機関の基本見解を最高裁1984年1月26日第一小法廷判決の趣旨を敷衍しながら国賠法2条の解釈論として総括した内容となっている。この組織は、国井和郎教授らをはじめとする法律学・河川工学関係の学識経験者、建設省職員、法務省訟務局検事らで構

成されている。法務省訟務局から参加している検事は、根本真(法務省訟務局参事官、但し1984年4月まで)、根本匡輝(法務省訟務局参事官、但し1984年4月以降)、松本克己(法務省東京法務局副部長)の3名であるが、いずれも、それぞれ17期・21期・19期に判事として任官した、この研究会当時は法務省への出向中の身分にある判事である。

このような形で果される出向判事の役割もまた、個別事件を裁判官や国側代理人として担当する場合に十分に比較しうるほどに大きいと考えなければならないであろう。

水害事件をはじめとする国家賠償訴訟における「判・検人事交流」を問題とするならば、個々の事件における交流経験者とその判決結果の関連性を云々することよりも、本節で述べたような「国家としての組織的対応」の側面にこそ着目すべきではなからうか。ただ、この章で述べてきたことは単に人事交流そのものの事実の一端を示したというはなはだ現象的な状況の叙述にすぎないことも事実である。以下、さらに章を改め、ここで採りあげた出向裁判官が重要な役割を演じていると思われる法務省訟務局側の組織的対応と、各事案における被告側主張や判決理由をはじめとする法律論議がどのような対応関係を見せているか、否か、を検討することにしたい。なおその中では、裁判所側の組織的対応<sup>21)</sup>といったものの内容についても論及することになろう。

〈注〉

- 1) 法務省並びに訟務制度の設置については、訟務座談会「訟務局開設の思出」(訟務月報1巻1号105頁以下・同2号105頁以下、1955年)、法務省法務大臣官房訟務部「昭和44年度における訟務事務の概況」(法曹時報22巻7号・1970年・113頁以下)。
- 2) 法務省法務大臣官房訟務部・前掲・法曹時報22巻7号114頁。訟務座談会・前掲における奥野健一元訟務長官の発言(訟務月報1巻1号107頁)によれば、今日の法務省に至る前の法務総裁は「行政部における最高の法律顧問」として設置され、その下に置かれた五つの長官のひとつである訟務長官の下には、本文で述べた三つの局が置かれたが、これらはアメリカ

合衆国司法省のクレイムスディビジョンのような考えで作られたそうである。

もっとも、正式に組織として発足した後も、法務省や訟務制度の果すべき役割について法務省自体が積極的に調査研究をすすめてきた様子が、岡本元夫「欧米訟務事情(一)(三完)」(訟務月報12巻1号90頁以下、同2号310頁以下、1966年)や高桑昭「アメリカ合衆国における連邦および州の法務省とその訟務事務について」(訟務月報19巻8号、1969年、982頁以下)などの報告から伺うことができる。ただこれらの資料から、日本が現行憲法の下で採用している「法曹一元」制度が、アメリカ合衆国には濃厚でないと思われる国家官僚制度の特質、特にキャリア制度といわれる人事制度の中で、アメリカ合衆国などには全く見られない特質的といつてよい展開と定着の仕方を見ていることが明らかになる。アメリカ合衆国の「法曹一元」は弁護士を実務法曹全体の供給源として考え、連邦や州の官僚たる判事や検事も弁護士の中から一定の限られた任期をもって任用するという制度であるのに対し、日本では、司法試験と司法修習までが一元で、以降は、判事・検事として任官した後は弁護士と相互に身分的に交流することがない。基本的には判事は判事として裁判所機構の中で、検事は検事として法務省の中で、それぞれの人事に服し、その多くはその枠内で退職時期を迎えている。「判・検人事交流」という現象は、こうした裁判所並びに法務省のそれぞれのキャリア制度の枠内で行われているのであるから、その相互で人事交流が行われることは、アメリカ合衆国における「法曹一元」とは全く似て非なるものといわざるをえないであろう。

- 3) 法務省法務大臣官房訟務部・前掲(法曹時報22巻7号115頁以下)。
- 4) 訟務座談会・前掲における浜本一夫訟務局長(1955年当時)発言(訟務月報1巻1号114頁)とその前後のやりとり。
- 5) 訟務座談会・前掲における「訟務部の体制の整備」(訟務月報1巻1号117頁以下)での各発言。同所で田中治彦元訟務長官がいみじくも「人の給源は裁判所からもらうのが、一番いいですね、こういう役所は」と語っている。そこでは、弁護士に依頼するという方法が採用され難い事情も述べられているが、更に同座談会の別の箇所では長野潔元民事訟務局長は「在野法曹の頼み方は非常に難しい。こちらで答弁書も証人申請もこしらえますからお願いします」というと、私は独立した弁護士だからあなた方の指図によって動くというのはごめんこうむる。ということになるわけです。それはその通りですが、こちらの意図を汲まないで動かされたのでは、国の立場として全

然意味がない。そこで当初は弁護士を相当数頼むつもりであったのを、実際には訟務局で実施するという面がでてきたのです。具体的事件を一件だけ見るのではなく、影響する範囲を考えなければ訟務局は意味がないですね(訟務月報1巻2号118頁)と語る。

なお「〈会同記録〉新任訟務検事事務打合せ記録」(訟務月報17巻4号, 1971年, 694頁以下)の香川保一訟務部長(当時, 1991年3月まで最高裁第二小法廷判事)の冒頭講演でも, 出向判事が多数いることを当然のこととする発言が見られる。

- 6) 法務省法務大臣官房訟務部・前掲(法曹時報22巻7号116頁)。
- 7) 法務省訟務局「昭和50年度における訟務事務の概況」(法曹時報28巻8号・1976年・111頁以下, 113頁)
- 8) 法務省訟務局「昭和59年度における訟務事務の概況」(法曹時報37巻7号・1985年・69頁以下, 70頁)
- 9) 法務省訟務局「平成元年における訟務事務の概況」(法曹時報42巻7号・1990年・129頁以下, 130頁)

10) この表は日本民主法律家協会(日民協)司法制度委員会編『全裁判官経歴総覧改訂新版』(1990年・本書の初版は1987年)466頁に掲載されているものである。この数は、後掲(注12)の植木論文や大出論文に掲載されている同様の状況を示そうとする表の内容数字と若干異っている。しかし裁判所や法務省が公式文書で公表したのではなく、様々な方法で多数の資料を収集しそれをキメ細かく分析して個々の判事・検事の人事をトレースしてゆくという作業の産物であり、その際に用いられる資料の読み方にもよっているのであろう。ここでは日民協作成の表を紹介しておく。

裁判官が法務省に出向する部局は訟務関係ばかりではなく、民事局や司法制度調査部等もある。ただ、この表ではあたかも法務省からも裁判所からとほぼ同数が動いているように見えるが、一旦裁判所から法務省に出向した判事が次に裁判所に戻ってくる場合を「法務省から裁判所へ」の項目中で数えているとすれば、実際には判事だけが法務省と裁判所との間を往復しているということになろう。また、この表に示されているのは延べ人数である。本稿巻末【資料】の各事案についての叙述の後に※印を付した箇所は、当該事案に関係した「判・検人事交流」経験者の内、公表された文献で判明する限りでの名前について日民協編・前掲書で調査したものであるが、同じ個人が数回にわたって交流人事の対象となっている現象があることも見てとれよう。

11) 日民協編・前掲書では、1947年修習修了で翌年の1月から判事補に任官した通称「高輪1期」から、現行司法試験・司法修習制度による1949年修習修了・同年判事補任官の「第1期」以降、1989年修習修了・同年判事補任官の「第42期」までの裁判官をすべて網羅してあるが、それ以前の制度によって、主に大審院の時代に裁判官資格をとって判事職にあった者については掲載されていない。しかし訟務座談会・前掲で発言している訟務局現役職員(当時)並びに同局OBの中でも、その発言内容から裁判官出身で後にまた裁判官に戻った者が三名いることが解る。

12) 1986年には日本弁護士会連合会(日弁連)が「裁判所と法務省との人事交流に関する意見書」を公表し、また1989年に日弁連は1987年に続いて「判検人事交流・会同、協議会と裁判官の独立を考える」と題するシンポジウムを開催した(その記録は法律時報62巻9号・1990年・6頁以下)。その他、「判・検人事交流」に関する批判的問題提起をするものとして植木哲「食品公害判決と司法謙抑主義——カネミ油症小倉第二陣控訴審判決への視角」(法学セミナー384号・1986年・26頁以下)、荒川重勝「司法制度分析をめぐる今日の課題」(法の科学15号・1987年・6頁以下)、大出良知「司法の担い手の現状と問題状況」(法の科学15号・1987年・36頁以下)、水野邦夫「裁判所と法務省の人事交流——裁判所の役割を変質させはしないか」(法学セミナー400号・1988年・32頁以下)、内田雅敏「裁判の独立を脅かす判・検事交流——司法は行政に対して緊張感を持て」(法学セミナー404号・1988年・28頁以下)、塩谷国昭「裁判官の処遇についての再論」(法律時報63巻1号・1990年・59頁以下)等。

13) 日弁連の前掲シンポジウムをはじめ、いずれもこの問題を裁判官会同や裁判官協議会等と関連させつつ、個々の裁判官を取り巻く司法的統制の姿として、司法の独立と国民のための司法という視点から厳しく批判する。また個々の判決との関連での人事を通じた裁判官に対する統制につき、塚原英治「裁判官経歴と裁判行動」(法律時報62巻9号・1990年・26頁以下)。本稿巻末【資料】における※印記述箇所からも明らかのように、「判・検人事交流」の経験者には同時に最高裁判所調査官の経歴を有する者が比較的良好に見られ、また東京地裁・東京高裁の判事に就任する率が非常に高いという現象も確かに見てとれる。

14) 塩谷・前掲作成資料(法律時報63巻1号64頁以下)から算出した。

15) 日民協編・前掲書464頁。

- 16) 第50判決のように判決原本が入手できない限り、公表されている判例集では訴訟代理人の名前の大部分が省略されている。従って「外○○名」と書かれている中にもっと該当者がいるかもしれないのである。
- 17) 植木哲・前掲(法学セミナー384号・1986年・26頁以下)はこうした事態が現実には発生していることを問題にしている。  
またD欄該当者として挙げてはいないが、当該事件を裁判官として担当し判決をした後に法務省訟務局ないし法務局訟務部に出向している判事もかなりいる——本稿巻末【資料】※印の各叙述参照。ひとりだけ例を挙げれば、深見敏正判事は、長良川訴訟控訴審での国側代理人を担当しているが、それ以前に【表3】第36事件の第一審を裁判官として担当した経歴を持っている。また国家賠償訴訟において大きな位置を占める大阪国際空港訴訟上告審において、国側代理人として上告理由書を執筆した貞家克己判事(2期)は、長く法務省の各職を歴任した後、現在は最高裁第三小法廷の判事である。1期判事補任官の香川保一判事もこのような法務省出向経歴の長い最高裁判事(第二小法廷。但、1991年3月まで)である。
- 18) 1988年以降は座談会発言者が匿名になっている

### 【資料：各事件の概要】

※ 事件名とその番号は【表2：水害訴訟事件一覧】と、本文中で各判決に付された( )の番号は【表1：水害事案及び関連事案判決例一覧】の判決番号と、それぞれ対応する。

#### 1「土器川事件」(被告は香川県、国が補助参加)

○→×♠

原告は香川県土器川(準用河川)沿岸で水車小屋を営んでいた。1949年7月の同川氾濫により右水車小屋及び居宅に損害を受けた。原告は、この氾濫が、1946年から当該水車小屋の下流部と上流部に相継いで砂防堰堤が設置されたことで、同川に土砂が堆積し勾配が緩やかになったことにより、水車小屋付近の川床が上昇したためである、と主張して、1954年に県に対して提訴、国が補助参加(河川法による第一次的責任者は国で、県は同法による費用負担者)。

高松地裁丸亀支部判決(判決番号3=以下同じ)では原告の主張の通りに本件堰堤の瑕

疵が認められた。しかし控訴審(4)では、被告並びに補助参加人による主張、すなわち①「本件堰堤設置に際して河川沿岸住民に対する万全の策を講じたか否かは物自体の瑕疵の有無と無関係である」、②「本件洪水は本件堰堤による川床上昇に起因するものではなく、水車小屋より山側の田畑と水車水取入口とから侵入した水によるものであり、因果関係がない」との主張が認められ、原判決取消・請求棄却の判決となり、そのまま確定した。

19) 法務大臣官房訟務部付か法務省訟務局付かといった職名は、制度が変わる時期にまたがる場合、必ずしも正確ではない。

20) 訟務月報31巻6号、1985年、1455頁以下。また、同趣旨の報告書として、河川・砂防責任研究会「土砂災害に係る法的責任の考え方について」(訟務月報34巻3号、1988年、627頁以下)がある。

21) 国賠法2条関係最高裁判決についての調査官による解説(順次雑法「法曹時報」に掲載され、後に各年度毎に一冊の本として刊行されている)と、その前後の同種事件の判決との対応を見ることが出来るが、場合によっては、最高裁事務総局などのつくる資料で公表に差支えなしと判断されるものも使用したい。 <未完>

疵が認められた。

しかし控訴審(4)では、被告並びに補助参加人による主張、すなわち①「本件堰堤設置に際して河川沿岸住民に対する万全の策を講じたか否かは物自体の瑕疵の有無と無関係である」、②「本件洪水は本件堰堤による川床上昇に起因するものではなく、水車小屋より山側の田畑と水車水取入口とから侵入した水によるものであり、因果関係がない」との主張が認められ、原判決取消・請求棄却の判決となり、そのまま確定した。

※ 控訴審での国(補助参加人)側の叶和夫代理人は12期、1960年に弁護士、1963~77年まで検事(1966年に大阪法務局訟務部付、1966~70年に高松法務局訟務部付、以後、法務大臣官房訟務部付、仙台法務局訟務部長、法務総合研修所教官)を経て1977~87年の任期終了退官まで判事。

#### 2「銅山川柳瀬ダム事件」(被告は国) ×♠

1949年の二度にわたる台風で洪水が発生し

愛媛県銅山川流域住民に被害が出た。家財流出等の被害を受けた原告等28名は、この洪水は、国が同川上流に設置した柳瀬ダムが台風の際に洪水調節に必要な開放操作を誤って開放したためであると主張して、国に対して提訴。

松山地裁西条支部(1)は「洪水時における堰堤(ダム)操作が多少操作規定に合致しないことがあっても、その操作が人為的に可及的に災害を避けるよう努力され、洪水調節の効果を発揮していたことが認められる限り、流域被害は不可抗力に基づくものといわなければならない」と判示して請求棄却。判決はそのまま確定した。

※ 被告国側の越智伝代理人は3期判事補任官、1953～63年まで高松法務局訟務部長心得・法務省訟務局付を歴任、以後1982年の定年退官まで高松地裁等で判事。

3 「呉市埋立地堤防決壊事件」(被告は呉市と国) ×♠

二つの河川に挟まれて海に突出した埋立地に、1955年の台風の際して海側堤防が決壊して海水が侵入し以後三箇月間水没するという被害が発生した。本件堤防は嘉永年間の干拓工事に際して築造されたことを契機とするもので、年月を経て全面的に脆弱化していた。本件水害前年の1954年にも台風の際して破損箇所から決壊し、地元消防隊の防衛でくいとめ、以後、県や市に水防工事の実施を度々要請していたが、措置が講じられないまま本件水害の発生となり、原告等が国と市に対して提訴した。市が本件水害は不可抗力と主張した他は専ら本件堤防の管理義務の所在が争われた。

広島地裁呉支部(9)は、本件堤防が国に帰属することを認めたが、「本件堤防を維持管理すべきは、水防法及び水害予防組合法に照らし、水害予防組合法によって明治45年に設立された第一区水害予防組合であり、同組合が水防管理団体として責任を負うものであって、県や国にこれを管理すべき義務はなかった」と判示して請求を棄却した。

4 「伊勢湾台風高潮水害事件」(被告は国)×♠

原告の居住する地域を囲む日光川・東小川はともに天井川であったが、1959年来襲の伊勢湾台風により両河川の堤防が決壊して潮流が瞬時に同地域を襲い、原告の妻と子二名は水没死亡した。原告は、両河川の堤防の設置管理に瑕疵があったとして国に対して提訴した。

名古屋地裁(2)は、堤防の備えているべき安全性につき「通常発生することが予想される高潮等の襲来」に対して耐えうるものであるか否かを基準とし、伊勢湾台風前においては十分な高さや強度を有していたこと等の認定事実に基づき、本件決壊を不可抗力と判断して請求を棄却した。

※ 本件を掲載する下民集では国側代理人の名前が省略されていた。

5 「第二室戸台風堤防決壊事件」(被告は国・大阪府・工事請負業者) 係争中

1961年の第二室戸台風の際に堤防が決壊して水害を受けた大阪の原告25名により、国・大阪府及び工事請負業者を被告として提訴された事件である。訟務月報9巻1号141頁以下で新受事件「大阪地裁昭和37年(ワ)2294号」として紹介されているが、様々な判決例掲載文献を調査してもその帰趨がどうなったかが不明である。

6 「日川水害事件」(被告は国と山梨県)

×→×→×♠

1966年の台風の際して、山梨県日川が氾濫、このため初日橋上下流に土砂が堆積し、同橋下流で原告等6名が着手していた温泉掘削工事とその工事器具が埋塞する被害が発生した。この被害が山梨県の河川管理の瑕疵と、国鉄トンネル工事による土石類の同川への盛土の不適切さによると主張して、国と県に対して提訴。

甲府地裁(6)は本件トンネル工事と本件氾濫・土砂堆積との間の因果関係を否定して請求を棄却、東京高裁(10)、最高裁(13)もこの判断を指示した。

※ 本件第一審と上告審の判決が掲載されて

いる河川関係法令規集 6 巻2593の 3 頁を参照することができなかったため、国井和郎「〈資料〉水害訴訟をめぐる学説及び裁判例の現況」(判タ526号56頁以下、57頁)を参照した。事件番号・請求額・関係裁判官・被告側代理人等は一切不明である。

7 「加治川水害事件」(被告は新潟県・国)

△→△→△♠(上告棄却)

1966年の豪雨で新潟県二級河川加治川が各所で破堤したため、復旧工事に着手され、A B 両地区では仮堤防工事が、C 地区では新堤防工事が完成され、更に恒久対策として改修工事実施中であつたところ、翌1967年の集中豪雨で再度数箇所破堤した。A B C 三地区の被災住民18名が国及び新潟県に対して提訴。

第一審の新潟地裁(7)は「国賠法 2 条にいう『公の営造物の設置又は管理の瑕疵』とは違法要素としての安全確保義務違反たる設置又は管理行為をいう」とし、次に瑕疵の判断に際しての道路と河川との相違を述べ、「国は、河川につき災害防止のための万全の措置を講じるべき政治的責務を負うが、それは法律上かつ絶対的な安全確保義務を意味せず、各事例における諸般の事情を総合的に考慮し、河川について要請される安全確保義務の範囲程度、その違背の有無を具体的に検討して決しなければならない」としたうえ、河川改修計画未達成の間に発生した溢水破堤による水害については責任がない、と判示し、新堤防が完成していたC地区の3名についてのみ請求を認容、他の請求を棄却した。原告と被告の双方から控訴。

控訴審たる東京高裁(22)では、河川改修に伴う財政的・社会的及び技術的制約を認め、「未改修が当時の河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認されるものである限り管理義務を尽くしたのものとして、上の制約が存続する間は回収未着手あるいは遅延の責めを免れ得る」との一般命題を立て、破堤原因につき第一審と異った事実認定をしつつ、C地区についても堤防の瑕疵を認めず、ただ

水防責任の関係から新潟県知事の管理瑕疵を肯定してC地区住民のみにつき第一審より若干の減額をして請求を認容した。そこで完全敗訴の第一審原告が国の責任に関して上告。

最高裁第一小法廷(34)は、本件仮堤防につき、大東水害に関する最高裁1984年1月26日第一小法廷判決(31)を引用しつつ「時間的・財政的及び技術的制約の下での同種・同規模の河川に同趣旨で設置する仮堤防の設計施行上の一般水準ないし社会通念に照らして是認できる安全性を備えている」と判示して上告を棄却した。

※ 第一審での被告国側の渋川満代理人は14期判事補任官、1968～71年に新潟地裁長岡支部判事補、1974～77年に法務省訟務局付に出向、その後東京地裁等判事。

控訴審の鈴木重信陪席判事は2期判事補任官、1966～71年の調査官在職中に、高知落石事故に関する最高裁第一小法廷昭和45年8月20日判決(民集24巻9号1268頁＝本稿【表1】の②判決＝本件では道路に関する「公の営造物の設置管理の瑕疵」が主要な問題となった)につき「昭和45年度民事判例解説」308頁以下で解説を担当し、後東京高裁で本件を担当。

8 「草津川浸透水噴出事件」(被告は国と滋賀県)

×→×♠

草津川中流地域に位置する家屋敷地内に1968年頃から1972年頃に県が盲暗渠を設置するまでの間、草津川からの浸透水が激しく噴出するようになり、居住家屋倒壊等の被害を受けた原告は、これは1966～67年に実施された同川改修工事に起因すると主張して国と県に対して提訴。

天津地裁(25)は、本件改修工事を一応適切と認め、かつ本件浸透水噴出と本件改修工事との間の因果関係を否定して請求を棄却した(訟務月報30巻1号2頁の解説より)。

控訴審たる大阪高裁(29)は、「河川管理者に排水路等の河川管理施設を設置すべき義務があるというためには、その河川の特長、河川全流域の自然的・社会的条件、河川工事の

経済性等あらゆる観点から総合的に判断して、河川管理上その地点に河川管理施設を設置することが必要不可欠であり、これを放置することが河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして河川管理者の怠慢であることが明白であるといえるような特別の事情のあることを必要とする」という一般命題を定立し、その下に、前記盲暗渠設置以前も同施設の設定が必要不可欠であったとは認められない、と判示して、請求を棄却した原審判決を支持し控訴を棄却した。

※ 本件の国側の一志泰彦代理人は28期任官、1976年任官から法務省訟務部付、翌年から広島法務局訟務部付、1981～84年まで大阪法務局訟務部付、以降大阪地裁等で裁判官(1986年に判事)。

9 「巴川洪水事件」(被告は国・愛知県・他会社等計七名) 係争中

1969年8月の台風により一級河川巴川流域で発生した洪水による家屋倒壊の責任を問ひ、総額4500万円余を請求する5名の原告による訴訟で、訟務月報26巻1号別冊62頁によれば、「名古屋地裁昭和44(ワ)2712事件」として受理され、被告国側としては名古屋法務局担当事件として係争中の模様。

10 「矢多田川護岸決壊事件」(被告は広島県)

○(控訴後に和解成立)♥

1971年の集中降雨で一級河川矢多田川が増水し、護岸が決壊氾濫して河岸にある土地上の家屋が倒壊し、二名が死亡した。その遺族から県に対して提訴。

広島地裁(5)は、本件堤防が原型を留めないほどに決壊している状況やその原因等についての事実認定の後、「被告において、本件護岸が(河川法13条の)基準に従い、過去の経験から合理的に予測される洪水等の災害に耐えるだけの安全性を備えたものであることを主張立証しない限り、本件護岸の築造およびその後の維持保存に瑕疵が存在したと推認するのが相当」であり、本件では被告側からなすべきその旨の主張立証を欠く、と判示して、死亡者等が状況判断を誤って非難に遅れた過失

を財産損害から二割相殺したうえで慰謝料等を加え、総額830万円の限度で請求を認容。

※ 本件は単独審理

11 「安曇川護岸決壊事件」(被告は滋賀県) ○♥

1971年、降り続いた豪雨により一級河川安曇川の護岸が決壊し、土地流出の被害が出た。原告4名が、河川管理費用負担者たる滋賀県に対して提訴した。

大津地裁(11)は、営造物の瑕疵を「主として営造物の物的側面から客観的にとらえた概念」と把握し、護岸決壊の原因や決壊以前の既往の状況等の認定事実から管理の瑕疵を認め、総額1373万円の限度で請求を認容した。

※ 本件は単独審理。

12 「那賀川長安ロダム事件」(被告は国と徳島県)

○→控訴審たる高松高裁で係争中

1971年の台風の際、徳島県の一級河川である那賀川からの出水により流域に被害が出たが、これは同川上流に設置された多目的ダムである長安ロダムが放流操作を誤って大量放流したためであるとして、原告64名が国と県に対して提訴。

徳島地裁(43)は原告側主張の本件出水原因は排斥したが、被告側提出証拠から、本件ダム操作の誤りを認定し、「右ダム操作の誤りはダム関係者の日常の研究、訓練等の不備による」と管理瑕疵を肯定し、「ダムからの過剰放流と降雨による河川の自然増水が競合して生じた家屋等の浸水被害について、右放流による増加割合を基礎として」財産損害を算定し、請求の一部を認容。控訴され現在係争中。

13 「平佐川未施工部分溢水事件」(被告は国・鹿児島県) △(控訴後訴取下)

鹿児島県内の一級河川平佐川が1969年、70年、72年の数次にわたり堤防の未施工部分から溢水した。これで冠水したことにより田畑・家屋に被害を受けた原告3名が県と国に対して提訴。

鹿児島地裁(14)は、「河川管理者に河川の特定地点に堤防等の河川施設を設置すべき法的義務があると言えるためには、当該河川の特異性、工事の経済性等あらゆる観点から総合

的に判断して、河川管理上その地点に河川管理施設を設置することが流水を安全に下流に流し、付近の農地や住宅を水害から守るために必要不可欠であることが明らかであり、これを放置することが我が国における河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして河川管理者の怠慢であることが明らかであることを必要とする」という旨の基準を設定し、溢水箇所の既往の改修計画と工事方法を判断し、本件溢水箇所の築堤未施工部分が改修計画中で最後まで残されたことの一定の合理性を認めつつも、工事の目的がほぼ達成された1972年度には本件築堤未施工部分に堤防等を設置すべきであったと判示し、総額25万円の限度で請求を認容。控訴後に原告から訴え取下。

※ 国側の泉博代理人は23期で1971年福岡地裁で判事補任官、74～80年まで福岡法務局訟務部付に outward, 以後福岡地裁等の判事。

#### 14 「川内川氾濫事件」(被告は国) ○♥

一級河川川内川が1972年の集中豪雨で氾濫した。同川流域に耕地等を所有していた原告ら45名が1973年と75年との二次にわたり国に対して提訴した。

鹿児島地裁(15)は、「およそ河川管理のために河川のどの地点にいかなる時期にいかなる管理施設を設置しあるいは河川改修工事をして、いかなる施工方法、施工手順によるかは、河川管理者がその河川の特長、河川工事の経済性等あらゆる観点から総合的に判断して決めるべきであり、単に特定の地点に河川が氾濫して災害の生じるおそれがあるということから直ちに河川管理者に右地点に堤防を築造する等の法的義務があるとはいえない」

「河川管理者に法的義務があるというにはあらゆる観点から総合的に判断して河川管理上、その地点に河川管理施設を設置することが必要不可欠であり、かつその施工方法、施工手順において流水を安全に下流に流下させ、付近の農地や住宅を水害から守るために必要不可欠であることが明らかであり、これら必要な施設の設置をなさず、あるいは工法上著しく不合理なもので、それが我が国にお

ける河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして河川管理者の怠慢であることが明らかであることを必要とする」という旨の一般命題を定立し、その上で、本件氾濫箇所河川改修工事に際して未施工箇所があったことの合理性は認めた。しかし、氾濫防止のために既往一定の積極的役割を果たしていたと認定される旧堤防を、改修完成以前に除去したことに不適切さを認め、請求の一部を認容した。本件は確定判決である。

※ 本件は、担当裁判官三名が平佐川未施工部分溢水事件の担当裁判官と全く同じであり、かつ国側の泉代理人も同じく本件を担当した。

#### 15 「油山川氾濫事件」(被告は福岡県) ○♥

1972年の豪雨で福岡県内の二級河川である油山川が氾濫した。この氾濫により家屋破壊の被害を受けた原告から県に対して提訴。

福岡地裁(17)は、本件水害の原因を、同水害箇所の上流で川幅拡張工事が実施されたにもかかわらずその下流地域が従来の土砂が堆積した状況のまま放置されたところであると認め、「本件災害事業により上流から拡幅工事がなされたこと自体河川の治水上疑問なしとしないが、この点はさておき、やむをえず上流から改修せざるをえないような場合においては、その下流に何らの悪影響を及ぼさないような措置を講じたりえてその改修をなすべき」であって、本件水害は同箇所付近の土砂をしゅんせつし土のうを積み直して護岸を築いていれば避けえたとし、その措置に経費や時間を要するとは思われない、と判示して、右放置に河川管理の瑕疵を認め、請求の一部を認容した。

#### 16 「馬洗川溢水破堤事件」(被告は国)

×→×→現在上告審係属中

1972年の集中豪雨で広島県内の一級河川馬洗川堤防が決壊(溢水破堤)した。本件溢水破堤は本件堤防の設置管理の瑕疵によるとして原告1名が国に対して提訴。

広島地裁三次支部(19)は、本件決壊原因として原告が主張する堤防の強度不足を認め

ず、かつ本件堤防の高さが国の定める基準を下回っていたことを肯定しながら本件当時の水位がこれを更に大きく上回るものであったことを認定して本件被害との因果関係を否定し、請求を棄却。

控訴審たる広島高裁(20)でもこの原審判決が支持され控訴棄却、現在上告審係属中である。

※ 本件第一審は単独審理。なお本件の控訴以後の状況については、控訴審判決が掲載されている河川関係法令例規集6巻2605頁を参照することができなかつたため、国井和郎「〈資料〉水害訴訟をめぐる学説及び裁判例の現況」(判タ526号56頁以下、62頁)を参照した。控訴審での関係裁判官・被告側代理人等は一切不明である。

17「江の川逆流水害事件」(被告は国) ×◆

1972年の豪雨では広島県内の一級河川である江の川流域に大規模な被害をもたらしたが、特に局地的な集中豪雨に見舞われた地域で氾濫した。このため所有するボーリング場に床上浸水するという被害を被った原告が、国に対して提訴。

広島地裁(30)は、本件水害が、江の川に設置された堤防が不連続であるところ、その開口箇所川が逆流したことによって生じたという事実を認めつつ、「河川管理施設における通常有すべき安全性に関し、社会一般人の期待の程度、受任範囲、費用投入の効果、緊急性の程度などの社会的評価」をしたうえで、本件堤防が不連続であることの合理性を肯定し、かつ逆流水が出た開口部に樋門及び排水ポンプを設置しなかつたことについて、他にも随所に危険箇所をかかえた同地域で特に本件場所を優先すべき緊急性が認められない、と判示して請求を棄却した。

※ 本件の国側の笹村将文代理人は25期判事補任官、1981年から広島法務局訟務部付、本件担当後に1984年から東京高裁職務代行判事等として裁判官。

18「大東水害事件」(被告は国・大阪府・大東市)

○→○→×→×→×◆

1972年の豪雨で居住家屋に床上浸水等の被害が発生した。原告ら71名は、この水害原因を同地域内を流れる一級河川谷田川及び三本の水路の疎通能力を欠いたことに認め、これは同河川及び水路の管理の瑕疵であるとして、河川管理者の国、その費用負担者の大阪府、水路管理者の大東市に対して提訴した。

第一審の大阪地裁(8)は水害原因を原告側主張に沿って認め、「河川の改修工事において、上流部分だけを先に拡張整備したため、その下流部分に極端な狭窄部分が残置された状況になり、これが原因で溢水が生じ、付近住民が床上浸水の被害を受けたもの」と認定した上、「右狭窄部分が残されたままになっており、かつ、その河床のしゅんせつも長年なされていなかったことに河川の管理の瑕疵がある」と判断し、1名の原告の営業損害をも含めて、他の原告には一律各60万円の限度で、総額4665万円の限度で請求を認容した。被告側が控訴し、原告側も付帯控訴。

控訴審たる大阪高裁(12)も、営業損害が認められた1原告の賠償額を減額した他は第一審と基本的に同じ帰結をもたらしたが、この判決では、「河川のような自然公物と道路のような人工公物とで営造物の瑕疵判断基準を基本的に区別すべきではない」という見解を示し、「(瑕疵の有無は)当該営造物の有する目的・機能と、これに関わり合いを持つ吾人の社会生活との社会的関連の場における必要かつ十分な安全性に欠くところがないかどうかによって決すべきであり、結局それは、その現存する物理的危険性を、吾人の健全な社会通念に照らし、社会生活関係上の一般的な危険負担ないしは受忍義務の範囲に吸収し尽くしえないときに、その危険性が安全性の欠如として営造物の設置・管理の瑕疵を構成する」と述べている。再度、被告側から「河川と道路とに認められるべき瑕疵判断基準の相違」「財政的制約論」「改修中河川は過渡的安全性で足りるとみるべき」という趣旨の理由のもとに原判決を非難して上告。

上告審たる最高裁第一小法廷(31)は、被

告側の上告理由に沿う形で、「河川の管理についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、河川管理における財政的、技術的及び社会的諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められているかどうかを基準として判断すべきである」「改修計画に基づいて現に改修中である河川については、右計画が、全体として、過去の水害の発生状況その他諸般の事情を総合的に考慮し、河川管理の一般水準及び社会通念に照らして、格別不合理なものと認められないときは、その後の事情の変動により未改修部分につき水害発生の危険性が特に顕著となり、早期の改修工事を施行しなければならぬと認めるべき特段の事由が生じない限り、当該河川の管理に瑕疵があるということとはできない」として、原告側勝訴の原判決を破棄し、大阪高裁に差戻した。

そして差戻後の控訴審で大阪高裁(39)は最高裁の判示に沿い、原告の請求を全部棄却し、差戻前控訴審判決で認められた仮執行に従って給付されていた賠償金の返還を命じる旨の判決をした。本件は原告側から再上告された。

再上告審たる最高裁第二小法廷(49)は原判決を支持し上告を棄却した(朝日新聞1990年6月23日朝刊)。

※ 第一審の藤井正雄陪席判事は9期裁判事補として任官、本件第一審判決後である1977~83年に法務省民事局参事官・同第一課長・秘書課長を歴任後、東京地裁総括判事。

同じく差戻後控訴審の藤野岩雄裁判長は4期判事補として任官、1972~75年大阪国税不服審判所長に就任して後大阪高裁判事を経て1978~81年に大阪法務局長(この間に本件は上告中)、その後大阪高裁判事

等。

第一審と差戻前控訴審の国側の高橋欣一代理人は10期判事補、1962~64年札幌法務局訟務部付、その後大阪地裁等、1973~81年まで大阪法務局訟務部長から法務省訟務局五課長・同租税訟務課長・同総務課長・東京法務局訟務部長・法務大臣参事官を歴任、その後東京地裁総括判事、1987~89年法務省人権擁護局長、後東京高裁等。

上告審では、1978年に国側から提出された上告理由書(訟務月報24巻8号1529頁)に名のある蓑田速夫代理人は3期判事補任官、1975~80年に広島法務局長・法務省訟務局長に就任、後東京高裁判事を経て1982~86年に福岡高裁総括判事、等。

同じく上告審での国側の藤井俊彦代理人は6期判事補任官、1958~62年に大阪法務局付、後奈良地裁・大阪地裁等で裁判官、その後1983~85年に法務省民事局長、その後は裁判官。

同じく西川賢二代理人は15期判事補任官、1980~85年に名古屋法務局訟務部長・大阪法務局訟務部長を適任して後大阪地裁総括判事等。

同じく根本真代理人は17期判事補任官、1977~84年まで大阪法務局訟務部付・東京法務局訟務部付・法務省訟務局参事官を歴任して後1984年からは東京高裁判事等。

同じく石井宏治代理人は23期判事補任官、1980~84年に東京法務局訟務部付・法務省訟務局付、後東京高裁職務代行判事等を経て1989年から高松法務局訟務部付。

差戻後控訴審の国側の笠原嘉人代理人は28期、1976~81年に法務省訟務部付・仙台法務局訟務部付を経て81年に東京地裁判事補、1984年以降大阪法務局訟務部付を経て1987年から国税不服審判所国税審判官。

#### 19 「川内川鶴田ダム放流事件」(被告は国)

×→控訴審たる福岡高裁に係属中鶴田ダムは一級河川川内川中流に洪水調節と発電利用の目的で1966年に設置されたが、1972年の豪雨の際に放流を行い、流域に被害

が出た。原告ら123名が1972～75年に数次に渡り総額3億9929万円を請求して国に対して提訴。

鹿児島地裁(32)は、大東水害事件に関する1984年最高裁判決(31)等を引用しながら、「河川の洪水調節を目的とするダムを設置又は管理の瑕疵の有無の判断に当たっては、単に洪水調節機能を結果的に失ったこと、また、そのおそれがあったことのみを基準とすべきではなく、当該河川の特長、河川全流域の自然的・社会的条件、関連費用の経済性等あらゆる観点から総合的に判断して、河川管理上、洪水調節容量の増加が必要不可欠であることが明らかであり、これを放置することが我が国における河川管理の一般的水準及び社会通念に照らして、河川管理者の怠慢であることが明白であるといえるような事情があったか否かを基準とすべきである」とし、川内川は中流部が未改修であったためまだ所期の治水効果が発揮できない状態にあり、1966年以降数回にわたる予想を上まわる豪雨による洪水が発生したことなどから下流に別個のダムを建設する等の措置を含めて検討中であったこと等の事実を認定してダム自体の瑕疵を否定し、放流措置についてもこれを結果論であると判示して請求を棄却した。本件は福岡高裁に控訴され係争中である。

※ 本件は1975年までの五次にわたり提訴された事件が併合審理されたが、猪瀬俊雄裁判長、太田幸夫・天野登喜治両陪席判事の三裁判官とも1980年4月の移動で鹿児島地裁に着任している。また太田陪席判事は20期判事補任官、1974～77年まで東京地方検察庁に外向し、1984年以降は東京地裁判事等。更に天野陪席判事は、1989年、すなわち本件判決直後から、名古屋法務局訟務部付として出向中。名古屋法務局は岐阜法務局と並び、長良川水害訴訟事件を担当する法務局である。

- 20「太田川立岩ダム事件」(被告は国・広島県・中国電力) 係争中  
1972年の集中豪雨で広島県内の一級河川太

田川が氾濫し、このため同川の立岩ダムの下流部に家屋浸水等の被害が発生。原告106名が国・県・中国電力に対して提訴。

現在、「広島地裁昭和50(ワ)207事件」として係属中。

- 21「厚東川ダム放流氾濫事件」(被告は山口県)

○→控訴審たる広島高裁に係属中

山口県の二級河川である厚東川に、利水及び治水を目的として設置された厚東川ダム(河川法17条所定兼用工作物)の下流域で、1972年の集中豪雨の際に同川が氾濫、家屋等への浸水被害が発生した。原告1名が、本件は同ダムの放流操作の誤りに起因するとして同川の管理者である県に対して提訴。被告はダム操作の誤りの存否とともに浸水被害の原因・ダム操作の誤りの瑕疵該当性等も争った。

山口地裁(35)は、本件浸水被害は同川の溢水により発生し、その溢水には同ダムの放流も寄与したと認定し、「営造物の供用目的に沿った利用の態様、程度が一定の限度を超えたために営造物が本来有すべき安全性を欠くに至った場合も国賠法2条にいう営造物の設置管理の瑕疵に該当する」とし、当時のダム放流量の増大措置についてはダム操作の妥当性を肯定したが、放流量増大に際しての所定の警報措置を全くなさなかったことにつき瑕疵を肯定し、請求の一部を認容した。控訴され係争中。

※ 本件の県側の佐藤拓代理人は31期判事補任官、1982～85年に広島法務局訟務部付の後東京地裁等で裁判官。

- 22「新成羽川ダム放流氾濫事件」(被告は中国電力と国) ×→控訴審たる広島高裁に係属中

新成羽川ダムは、一級河川成羽川上流に設置された、中国電力が所有する利水ダムである。1972年の豪雨の際、同ダムの下流の成羽川及びその支流の一級河川高梁川が溢水した。家屋・田畑・家財道具を流出し損害を受けたとする原告1551名が、ダム管理者としての中国電力と河川管理者たる国に対して提訴した。

岡山地裁(41)は、まず中国電力の責任に

ついて「利水ダムの管理者は、河川の従前の機能を維持すべき義務を負うにとどまり、いわゆる積極的洪水調節義務を負わない」と判示して原告側の主張の一を排斥し、次に溢水の直接原因となったダム放流については、「本件豪雨では常時満水水位超過の下で過去に例を見ない二山型の大規模な第二波洪水が急襲したために本件ダムの決壊を避けるために流入量相当の放流を行ったのであってダム管理者に過失はなく、設置保存についても瑕疵がない」と判示し、もって中国電力の責任を否定し、国の責任についても「当該ダム操作規定には不備・欠陥がないから同規定を承認した(国の)行為に違法はなく、ダム設置者に対する河川法52条による指示に三時間を要したことにも(本件豪雨の特殊性に鑑みて)違法がない」として国賠法1条の責任を否定し、かつ同法2条の責任についても、大東水害最高裁判決を踏まえて、河川管理の特殊性及び財政面での諸制約があることを認めたくえて「過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮」し検討して瑕疵の存在を否定し、結局、請求の全てを棄却した。本件は控訴審係属中である。

※ 本件を掲載する訟務月報34巻5号889頁には特に名があがっていないが、大東水害事件(本表の18事件)における上告理由書に名前のある蓑田速夫国側代理人は、本件の第一審提訴と前後して1975年に福島地裁から本件を担当する広島法務局の局長に就任し、また1977年から1980年に東京高裁判事となるまでの間は法務省訟務局長に就任している。

23 「土器川洪水事件」(被告は香川県) 係争中  
香川県の一級河川である土器川の1972年の洪水による家屋浸水被害についての事件。現在、「高松地裁丸亀支部昭和50(ワ)46事件」として係属中。

24 「清滝川・清滝川ダム水害事件」(被告は京都府・関西電力・外1名) 係争中  
京都府の一級河川淀川水系の清滝川が1972年の台風に伴う豪雨によって増水し、下流にある原告の建物が浸水したという事件で、京都府・関西電力・外1名に対して、1976年3月12日に京都地裁に提訴され、現在係属中である(事件番号は不明)。

25 「蛇崩川氾濫事件」(被告は東京都)

○→控訴審たる東京高裁に係属中  
1973年の集中豪雨により、東京都世田谷区内を流れる二級河川蛇崩川が氾濫し、居宅の床上浸水の被害を受けた原告が、河川管理者である東京都に対して提訴した。

東京地裁(21)は、本件水害は当時東京都水道局が行っていた同河川の暗渠化工事の瑕疵に起因するとの原告の主張を基本的に認め、「同工事の工法が溢水の危険を高めるものであり、しかもこの工事を雨量の多い時期に実施したことがその原因」と認定し、当時の降雨が異常であったとの被告側の不可抗力の主張に対しては、「過去の記録から本件降雨の予測が全く不可能であったとはいえず、また本件降雨による流量が従前の流下能力を超えたものとは認められない」と判示して排斥し、「結局、こうした諸点につき詳細な検討を尽くされないまま本件工事が施工されたのであるから、本件河川管理には瑕疵がある」と被告の責任を認め、請求額をその半分の限度で認容した。本件は現在控訴係属中である。

※ 本件の山田二郎裁判長は7期判事補任官、1959～73年の間に大阪法務局訟務部付・法務省訟務局付・広島法務局訟務部長・法務省訟務局参事官・同兼五課長を歴任、以後東京高裁・東京地裁総括判事等。

26 「宇美川自然堤防破堤事件」(被告は福岡県) ×♠

1973年の集中豪雨で福岡県内の二級河川である宇美川がA橋梁上流部で破堤決壊した。家屋全壊等の被害を受けた原告50名が、河川管理者である県に対して提訴。

福岡地裁(26)は、本件破堤決壊状況から

「本件橋梁の設置許可についての河川管理の瑕疵あるいは本件河川自体の流下能力を減少させる管理の瑕疵」を推認したが、「本件河川のように改修計画のない河川に工作物を設置する場合には原則として現況の河積を侵さないように配慮すれば足りるとする現況主義がとられていることや、これまで観測されてきた日雨量を参考に算出された日雨量・二時間雨量には十分な流下能力を有していたこと等の事実関係に河川管理の特殊性と河川管理上の財政的技術的社会的制約を総合して考察すれば右の雨量算定数値は必ずしも通常予想し得る降雨量として妥当を欠くものでもなく、逆に当時の降雨量は2000年に1回の割合でも生じないほどの数値であって本件瑕疵の判断基準となりえないから結局右の雨量算定数値を基礎として高水位に余裕高を加えた本件橋梁の設置許可に瑕疵はない」と判示して請求を棄却した。本件は確定した。

27 「神田川溢水事件」(被告は東京都)×→×◆

1974年の東京地方の集中豪雨の際に神田川が溢水し、その水が道路を伝って低地に流れ込んだ。このことにより所有倉庫に浸水した原告は、これは、溢水した水が伝った道路の構造に欠陥があることに因ると主張し、国賠法1条と並んで同法2条の責任を追及するべく、都に対して提訴した。

第一審である東京地裁(18)は、溢水原因は原告主張に沿って認めたが、被告は神田川等の溢水防止に最善の努力を尽くしていること、本件は集中豪雨という異常な事態が加わって浸水被害に至ったことを認めて都職員の道路建設に国賠法1条に基づく責任の前提となる違法な公権力行使があったことを否定し、さらに「本件道路は一般の交通の用に供する道路として何らの欠陥もない」として同法2条による責任も否定した。

控訴審で、原告は、A地点の分水路構築遅延にも原因があるとして国賠法1条の責任根拠を、そしてこの遅延が神田川管理の瑕疵に当るとして同法2条の責任根拠を、それぞれ新たに追加主張したが、東京高裁(24)は、「本

件豪雨が予想外の激しいものであり、神田川溢水が本件道路に流れ込むことまで予想しえず、原告の主張は本件道路の道路としての安全性をいうものではなく失当であり、また本件分水路構築は本件道路による水害発生を防止するためのものではない」と判示して控訴を棄却。確定した。

※ 本件第一審は単独審理であったが、担当の古館清吾判事は10期判事補任官、1960～75年の間に仙台法務局訟務部付・法務省訟務部付・広島法務局訟務部長・法務省民事局参事官を歴任し、その後、東京高裁・同地裁等で裁判官。

また控訴審の大島崇志陪席判事は20期判事補任官、本件判決後の1984～89年の間に法務省訟務局行政訟務一課長・同民事訟務課長を歴任し、現在は東京高裁判事。

28 「志登茂川溢水事件」(被告は三重県と国)

○→×→上告審として最高裁に係属中

1974年の豪雨により津市北部の二級河川である志登茂川が溢水し、その氾濫水が1962年頃から造成された住宅地に流入したため、床上浸水等の被害が発生した。同地区住民を主とする310名が原告として国と県に対して提訴した。

第一審の津地裁(23)は、自然河川の形状を有する本件河川が集中豪雨によって溢水し、後背地に家屋浸水等の被害をもたらしたといった水害につき、瑕疵を「単に営造物そのものの自体の性状に欠陥がある場合を意味するにとどまらず、営造物の設置管理者において、当該営造物には他人の生命・身体・財産に対して危害を及ぼすような災害を発生させる危険があり、しかもその災害の発生を通常事前に予測することが可能であり、かつ右管理者においてその発生を未然に防止するために必要な措置を講じることができた」と認められるにもかかわらず、必要かつ可能な災害防止措置を実施しなかった場合を意味する」と解し、「過去の降雨量、高水流量、浸水被害の回数等に照らし、昭和40年の河川法施行時点において既に本件水害の発生を予見することが可

能で、かつその当時の科学技術水準により、かかる水害を防止しうべき営造物の築造及び管理対策を採るべき法的義務があったにもかかわらず、かかる措置をとらなかった点に義務違背がある」として、床上浸水被害者と床下浸水被害者等との間に認容額の差を設けたものの、基本的に請求を認容した。

控訴審である名古屋高裁(46)は、大東水害最高裁判決(31)を踏まえつつ、「既に改修計画が定められ、これに基づいて現に改修中の河川の管理についての瑕疵の有無については、右計画が、当該河川に過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他自然条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合考慮し、財政的、技術的、社会的諸制約のもとで同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして合理性を有するか否かを判断して、これが格別不合理なものでないときは、その後の事情の変動により当該河川の未改修部分につき早期に改修工事を施行すべき特段の事由が生じない限り、右部分につき改修がまだ行われていないとの一事をもって河川管理に瑕疵があるとするはできない」旨判示して原判決を破棄し、請求を全部棄却した。現在上告審係属中。

※ 控訴審の龍田薫裁判長は4期判示補任官、1955～60年に法務省訟務局付から仙台法務局訟務部長になり、以降は静岡地裁等で判事、1987年に名古屋高裁総括判事。

第一審における国側の山野井勇作代理人は23期判事補任官、1980～83年の間名古屋法務局訟務部付。

同じく控訴審の小島浩代理人は28期判事補任官、1986～89年に名古屋法務局訟務部付、現在は東京地裁判事。

#### 29「太田川溢水破堤事件」(被告は国と静岡県)

×◆

1972年の豪雨で静岡県を流れる二級河川である太田川の堤防が各所で溢水し、数箇所では溢水破堤し、さらに道路が冠水する等の水害となった。その際の堤防決壊により建物・動

産に被害を受けた原告1名が、「この被害の原因は同川の本件破堤箇所付近の改修放置等による」と主張して国と県に対して提訴した。

静岡地裁浜松支部(37)は、まず本件破堤の原因を当該河川の流下能力を越える水流量による越水破堤と推認し、次に大東水害最高裁判決(31)を踏まえて瑕疵の有無を判断し、同河川の昭和27年及び37年の改修計画並びにその実施状況を検討し、「本件河川の改修計画並びにその実施状況に格別の不合理は認められない」としたうえで、「このように改修計画が全体として格別不合理なもの認められないときは、その後の事情の変動により当該河川の未改修部分につき水害発生の危険性が特に顕著となり、当初の計画の時期を繰り上げ又は工事の順序を変更する等して早期の改修工事を施行しなければならないと認めるべき特段の事由が生じない限り、右部分につき改修がまだ行われていないとの一事をもって河川管理に瑕疵があるとするはできない」旨判示して請求を棄却した。確定。

#### 30「平作川・関連水路溢水事件」(被告は国・神奈川県・横浜市)

×→控訴審として東京高裁に係属中

1974年の豪雨で原告らが住いする横浜市内を流れる二級河川平作川と同地区の公共下水道である吉井川等三水路が溢水し、地区住民が床上浸水等の被害を被った。そこで国と県並びに市に対して提訴した。

横浜地裁横須賀支部(36)は、本件水害を平作川及び本件三水路の流下量を上まわる降水流入量による溢水型水害と推認し、瑕疵判断に際しては大東水害最高裁判決(31)を踏まえつつ「国及び県は本件水害程度の降雨量は予見し得たものであり、従って本件溢水も予見しえたが、当面の改修計画の実施段階にあったから、この改修計画とその実施状況に格別の不合理がない限り当該水害箇所の改修工事を実施しなかったことが河川管理の瑕疵となるわけではなく、「公共下水道の設置管理に瑕疵があるが、水害時の公共下水道からの溢水が公共下水道に通常期待されている機能を

超えていたから、管理者である市に結果回避義務上の責任を問うことができない」旨判示して全請求を棄却した。本件は控訴審係属中である。

※ 本件の秋武憲一陪席判事は、前掲志登茂川水害事件(28事件)の第一審(23判決)も担当した。

国側の山崎まさよ代理人は30期判事補任官、1984～87年の間東京法務局訟務部付、その後東京地裁等で裁判官。

31「矢田川等溢水破堤事件」(被告は愛知県・常滑市・日鉄企業・東急建設) 係争中

1974年の集中豪雨により、二級河川矢田川、前山川及び準別河川の後川の堤防が溢水破堤し、地区住民の住居に浸水した事件で、現在名古屋地裁で係属中。

32「島田川溢水事件」(被告は千葉県・区画整理組合) 係争中

1974年の集中豪雨により二級河川の島田川が溢水し、地区住民の家屋が浸水した事件で、現在、千葉地裁で係属中。

33「芝生川井堰溢水事件」(被告は奈良県と個人) 係争中

1974年と77年の二度にわたり芝生川の井堰からの溢水により店舗等に被害が生じたとして県と個人に対して提訴された事件で、現在、「奈良地裁昭和53(ワ)24事件」として係属中。

34「多摩川水害事件」(被告は国)

○→×→○

→差戻後控訴審として東京高裁に係属中

1974年の台風の影響により一級河川である多摩川の上流に記録的な大雨が降り、同川流域で洪水が発生して、堰取付部護岸の損壊を契機として迂回流が生じ堤防地盤を侵食するに至るという経過で同川の本堤防が決壊し堤内の住宅地が流失した。家屋流失等の被害を受けた原告33名が国に対して提訴した。

第一審である東京地裁(16)は、「堰及びその周辺に存する護岸、小堤等の河川構築物の構造、形式等が危険な状態に放置されており、この危険な状態が相互に競合しないしは複合し

て災害につながる可能性のあることは十分に予測できた」として被告の河川管理の瑕疵を認め、総額3億6000万円余の限度で請求を認容した。国側が控訴。

東京高裁(42)は、改修工事完了河川部分に要求される安全性の程度につき、大東水害事件最高裁判決(31)の示した瑕疵判断基準を踏まえて、「工事実施基本計画に基づく工事が完了している河川部分であったとしても、通常予測し、かつ、回避し得るあらゆる水害を未然に防止するに足りる治水施設を完備した河川に当たるともいえないし、理想的な河川管理の状態が実現されるまでには更に多くの改修工事を必要とするものであり、現段階においては改修の不十分な河川に該当するものといわざるをえず、したがって、右河川部分の備えるべき安全性としては、河川管理の特質に由来する諸制約の下で一般に施行されてきた治水事業による河川の改修、整備の過程に対応する過渡的な安全性をもって足りる」という一般的基準を示したうえで、「設置当時に必要な技術的基準を満たしていた工作物が、設置後の技術の進展により最新の技術的水準に適合しなくなった場合においても、技術的後進性を放置すれば災害の発生することが具体的かつ明白に予測される場合は格別、当該工作物がその一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えている場合には、最新の技術的基準に適合しないからといって、直ちにこれに適合するよう改善措置を講じるべき必要はない」と判示して原判決を取消し請求を全部棄却した。そこで原告側から上告。

上告審である最高裁第一小法廷(50)は、基本的には大東水害最高裁判決(31)を踏まえつつも、本件河川部分が工事実施基本計画が完了した改修河川であることに鑑み、そうした河川は「工事実施基本計画に定める規模の洪水における流水の通常的作用から予測される災害の発生を防止するに足りる安全性」を備えるべきであると判示し、次に河川内工作物たる堰自体に関する管理者の権限の問題につ

いて「本件堰及びその取付部護岸の欠陥から本件河川部分において破堤が生じたことについて、本件堰を含む全体としての本件河川部分に河川管理の瑕疵があったかどうか」を問題とすべきであると判示し、さらに「本件における河川管理の瑕疵の有無を検討するに当たっては、まず、本件災害時において、基本計画に定める計画高水流量規模の流水の通常的作用により本件堰及びその取付部護岸の欠陥から本件河川部分において破堤が生じることの危険性を予測することができたかどうかを検討し、これが肯定された場合には、右予測をすることが可能となった時点を確認した上で、右の時点から本件災害時まで以前期判断基準に示された諸制約を考慮しても、なお、本件堰に関する監督処分権の行使又は本件堰に接続する河川管理施設の改修、整備等の各措置を適切に講じなかったことによって、本件河川部分が同種・同規模の河川の管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を欠いていたことになるかどうかを、本件に即して具体的に判断すべきである」と判示して、本件河川を未改修河川と同視する判断をした原判決を破棄し、東京高裁に差戻した。

※ 本件の控訴審における近藤浩武裁判長は7期判事補任官、1972～78年の間に法務大臣官房訟務部四課長・同一、四課長・大臣官房参事官を歴任、後東京高裁判事・東京地裁総括判事を経て本件を担当。

また同じく控訴審の渡辺等陪席判事は24期判事補任官、1975～78年まで東京法務局訟務部付、後東京地裁判事等を経て本件を担当し、現在は法務省訟務局付兼東京法務局訟務部付(本件の国側担当局である)。

本件第一審の国側の鎌田泰輝代理人は11期判事補任官、1965～82年の間に法務省訟務局付・大阪法務局訟務部付・同部長心得・同部長・法務省訟務部五課長・東京法務局訟務部長・法務省訟務局民事訟務課長を歴任し、その後東京高裁等で裁判官。

同じく国側の大内俊身代理人は21期判事

補任官、1072～79年に法務省訟務部付、東京地裁判事を経て1981～87年の間に法務省民事局付・同参事官を歴任、東京高裁職務代行判事を経て現在は調査官。

同じく持本健司代理人は25期判事補任官、1976～79年に東京法務局訟務部付、その後東京地裁等で裁判官。

控訴審と上告審での国側の田中信義代理人は26期判事補任官、1985年以降法務省訟務部付を経て同局参事官。

上告審での国側の加藤和夫代理人は15期判事補任官、1974～79年の間に法務省訟務局付・同参事官・同司法法制調査部参事官を歴任、東京地裁判事を経て1981～86年まで調査官(この間「法曹時報」41巻2号133頁以下で大東水害事件最高裁判決(31)の解説を担当)、東京地裁総括判事を経て1990年から法務省訟務局長。

同じく玉田勝也代理人は22期判事補任官、1973～80年の間に東京法務局訟務部付・法務省訟務局付、その後名古屋高裁職務代行判事等を経て1987年以降名古屋法務局訟務部長・法務省訟務局行政訟務一課長・同民事訟務課長(名古屋法務局は長良川水害事件担当局である)。

同じく飯村敏明代理人は26期判事補任官、東京地裁判事等を経て1987年以降法務省訟務部付を経て現在は法務総合研修所教官をも兼任。

同じく河村吉晃代理人は28期判事補任官、1985年以降、東京法務局訟務部付を経て現在は法務省訟務局付。

(本件上告審判決のみは判決原本が入手できたので国側代理人の名前が全部判明したが、24代理人の内5名が出向判事である)

35「桜川・男女川溢水事件」(被告は国・茨城県・土地改良区) 係争中

1975年に、一級河川桜川・男女川及び用水路で水門が決壊した。用水路の水によって倉庫在庫品の流失等の被害を被った原告が国・茨城県・土地改良区に対して提訴した事件で、「水戸地裁土浦支部昭和53(ワ)75事件」と

して係属中。

36 「越前海岸護岸決壊事件」(被告は国)

○→×♠

1976年に福井県越前海岸方面を襲った暴風による高波のため、護岸工事としては完成していた同海岸の、護岸を兼ねている国道の未舗装部分護岸と道路部分が決壊し、民宿を営んでいた原告の建物が倒壊し家財が流失という被害が出た。

第一審の東京地裁(28)は、冬期の越前海岸では沿岸部に被害を発生させる波浪の来襲が予測できたのであるから、遅くとも1976年の冬期波浪の来襲に先立ち、本件護岸の前面に消波工を設置する等の管理上の義務があったのにこれを懈怠した、として請求を認容した。国が控訴。

東京高裁(45)は、基本的に控訴人側の主張を容れ、「本件バイパスの設置はその必要性があつてなされたもので相当であり、そして、本件護岸は、海岸法にいう海岸保全施設ではないが、海岸保全施設築造基準に従い設計され、設計条件の決定、設置に不合理はなく、施工は設計通り実施されていて問題はなく、設計通り完成すれば本件国道・護岸は海岸保全施設の設置・管理の一般的水準及び社会通念に照らしても通常有すべき安全性を備えており、施工中である本件国道・護岸は、設計波のような波が来襲した場合には必ずしも安全とはいえないが、これに近い波では決壊することはまずないであろう。未舗装部分の歩道も冬期波浪期までに完了する予定で工事は順調に進行しており、設計波のような波の来襲する確率は非常に低く、予算や投資効果等からすれば、消波工設置よりも道路舗装を先行させる施工計画を不合理とはいえない」と大旨以上のように判示して原判決を取消し、請求全部を棄却した。確定。

※ 第一審の深見敏正陪席判事は34期に東京地裁で判事補任官、本件第一審判決後、1988年から名古屋法務局訟務部付で長良川控訴審の国側代理人を担当。

控訴審の鈴木弘裁判長は5期判事補任

官、1968～75年の間は調査官、その後には大阪地裁等の判事を歴任し、1980～84年の間は法務省人権養護局長の地位にあり、1984年から東京高裁・前橋家裁所長の判事を経て1987年から東京高裁総括判事。

同じく時岡泰陪席判事は11期判事補任官、1965～74年の間に法務省民事局付・同五課長心得・同課長・同四課長・同参事官を歴任した後、1974～77年の間は東京地裁判事、1977～81年の間は調査官、1981年から東京地裁総括判事を経て1984～88年の間は東京高裁判事、その後前橋家裁所長に就任し、現在は東京高裁総括判事。

同じく宇佐見隆男陪席判事は18期判事補任官、1975～86年の間に法務省民事局付・同参事官・同二課長・同四課長を歴任、その後東京高裁判事を経て1988年から広島高裁判事。

37 「相見川溢水事件」(被告は国・石川県・押水町) 係争中

1976年の集中豪雨により石川県下の二級河川である相見川が農業用水取水堰上流で溢水し、原告の住居が浸水した事件で、「金沢地裁昭和54(ワ)310事件」として係属中。

38 「珊内川溢水事件」(被告は神恵内村・外1名) 係争中

1976年の豪雨で普通河川である珊内川が溢水し、その川水が居住地に流入して原告らの幼児が溺死した事件で、「札幌地裁小樽支部昭和53(ワ)12事件」として係属中。

39 「水場川溢水事件」(被告は国と愛知県) 係争中

1976年の台風で一級河川水場川が溢水し、家屋浸水の被害が発生した事件で、「名古屋地裁昭和53(ワ)2288事件及び昭和54(ワ)2259事件」として併合係属中。

40 「鏡川・鏡川ダム放流氾濫事件」(被告は国と高知県) 係争中

1976年の台風で、二級河川の鏡川が溢水し、このため鏡川ダム下流域に居住する原告らの家屋が浸水した事件で、「高知地裁昭和52(ワ)204事件並びに昭和53(ワ)447事件」として係

属中。

41 「石神井川溢水事件」(被告は国・東京都)

×♠

1971年の集中豪雨に際して隅田川の支流である一級河川石神井川が出水、氾濫し、原告所有工場に床上浸水等の被害が発生した。

東京地裁(38)は、特に瑕疵判断に関する基準の一般論を述べるところはないが、同河川の改修工事経過・事業費の投資状況・改修率等を東京都の他の中小河川や国内の中小河川のものと比較する方法で判断し、「本件水害は異常な豪雨による不可抗力による被害である」と判示して請求を棄却した。本件は確定。

※ 本件の大前和俊裁判長は17期判示補任官、1969～74年の間、法務大臣官房司法法制調査部付、その後は東京地裁判事等。

42 「長良川破堤(安八)事件」(被告は国)

○→×→上告審として最高裁に係属中  
本文中で詳しく述べる。

※ 第一審の国側の西川賢二代理人は15期判事補任官で、1980～85年の間に名古屋法務局訟務部長と大阪法務局訟務部長を歴任、その後大阪地裁総括判事等。

控訴審の国側の深見敏正代理人は34期に東京地裁で判事補任官、後掲越前海岸護岸決壊事件(36事件)の第一審判決(28判決)を担当した後、1988年から名古屋法務局訟務部付。

43 「長良川破堤(墨俣)事件」(被告は国)

×→×→上告審として最高裁に係属中  
本文中で詳しく述べる。

※ 第一審の渡辺剛男裁判長は13期判事補任官、1975～80年の間に法務省訟務局参事官・同行政訟務一課長を歴任して東京高裁判事の後、1982年に岐阜地裁総括判事、1986年以降東京地裁総括判事等。

控訴審担当者は裁判官も国側代理人も安八事件(42事件)と同じ。

44 「神田川溢水事件」(被告は国・東京都)

係争中

一級河川荒川水系の神田川が、1978年・79年の二度にわたり、集中豪雨によって溢水し、

家屋等への浸水被害が出た事件で、「東京地裁昭和54(ワ)9452事件」として係属中。

45 「加持川増水流入事件」(被告は高知県)

係争中

1979年の台風に伴う雨で加持川が増水し、原告の貯木場前面の狭窄部から川水が流入し、材木が流失した事件で、高知地裁に提訴され係属中。

46 「吉野川大迫ダム放流事件」(被告は国)

○→控訴審として大阪高裁で係属中

1982年の台風接近に伴う集中豪雨により、吉野川に設置された利水ダムである大迫ダムへの流入水が急増し、洪水吐ゲートから越流する事態となったので、洪水放流が開始されたところ、その下流の河道内でキャンプや鮎釣りをしていた者8名が、急激に水位が上昇する増水に押し流され、7名が溺死した。助かった者1名と溺死者の相続人ら21名が当該ダムを管理していた国に対して提訴した。

大阪地裁(44)は、国賠法2条にいう瑕疵を「営造物の設置又は管理に関連して、営造物が有すべき安全性を欠き他人に危害を及ぼす危険性のある状態」をいい、この場合の営造物の管理とは「行政主体が営造物の管理主体として当該営造物の設置目的を達成させるために行う一切の作用をいう」と広い意味に解し、その判断基準については「営造物の構造、用法、場所的環境、時期的季節的環境及び利用方法、当該営造物が他人に危害を及ぼす蓋然性及び予想される危険の重大性、危険についての一般人の予期、他人の注意によって被害を回避できる可能性、危険除去に要する時間及び費用等諸般の事情を総合的に考慮して具体的個別的に判断すべきであり、特にダムのような人為的な営造物は河川のような自然発生的な営造物とは異り、通常予想される危害に対応する安全性を備えたものとして設置され、管理されるべきものであり、ダムの設置又は管理の不適切によって生じた人身事故の損害賠償の場合には、危険除去に要する時間、費用などの制約のみがただちに免責の事由とはならない」と判示し、またダムの管理

と操作規定の関係については、「ダムを設置管理する者は、ダム管理を操作規定に従って行いさえすれば充分であるとは限らず、不測の事態に対しては、河川法等関係法規の趣旨及び法の一般原則に基づいて、臨機に適切な処理を採る義務を負う」と判示した。そして本件ダム放流は「放流量の増加率がダム貯水池への流水量の増加率より大きい急激な放流がされたにもかかわらず、右放流について河道内での災害防止のための関係機関への通知及び一般に周知させるための措置が危害発生のある区間全部にわたり時期的、内容的に充分に講じられていなかった」と判示して総額3億円の範囲で請求を認容した。現在国側から控訴中である。

47 「平野川溢水事件」(被告は国・大阪府・大阪市)

○→控訴審として大阪高裁に係属中  
1982年に台風の影響で大阪府全域に豪雨があり、寝屋川流域で床上・床下浸水の被害が発生した。地域住民645名が下水道を管理する大阪市と下水の放流先の一級河川である平野川を管理する国及びその費用負担者である大阪府に対して総額8億8000万円の損害賠償を求めて提訴した。

大阪地裁(40)は、本件水害の原因を、「大阪府の河川改修等の計画及び大阪市の下水道整備計画はいずれもその内容に不合理な点がなく相互間に不整合もないが、両計画の具体的進捗状況に齟齬があり、本件水害当時、市の下水道施設整備は完了していたのに平野川及びその分水路の改修は未了であったため、豪雨による多量の流出水が下水管を通じて市町抽水所に集水されたが、未改修の平野川分水路の水位が溢水氾濫の危険水位に達していたことから、同所で右河川への排水ポンプの運転を順次停止する調整運転を行った結果、同所の下水管渠が溢水した」と判断し、本件水害の一因として平野川改修未了があるが、それが瑕疵となるか否かについては大東水害最高裁判決(31)を踏まえ、「その後の事情の変化により当初の計画の時期を繰り上げまたは工

事の順序を変更するなどして早期の改修工事を施工しなければならない特段の事由が生じない限り改修未了との一事をもって河川管理に瑕疵があるとはいえないが、そのような特段の事由がない」と判示し、国と大阪府の河川管理責任を否定した。その際、放水路には道路と近接した人工公物性を認めつつも、「河川と両者の相違は公物成立過程の違いではなく河川の特性及び河川管理の特殊性に由来」し、「放水路等は、一旦公用開始されると、既に相当程度改修が進展した自然公物たる河川と共通の特性を有する」と、放水路についても河川管理瑕疵の判断基準が妥当する旨を説明する。他方、本件水害の原因が大阪市管理の排水ポンプの調整運転にあるとしたが、この調整運転自体はより優越した法益を守るための緊急非難措置に該当し、違法性が阻却されると判示した。ただ、「下水道は河川と異り人工的な公供用物であり、道路等と同様当初から通常予測される災害に対応した安全性を備えたものとして設置され公用開始されているものであり、(従って)公共下水道施設が通常有すべき安全性とは、計画上予定される雨水流出量を抽水所に集水したうえで、全量河川に放流することができ、内水滞留を生じさせない機能を具備していることを意味する」が、「当該下水道施設自体が流下及び排水能力を備えているとしても、放流先河川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を備えていなければ、別途に適切な滞留防止措置を講じておかない限り、当該下水道施設は内水滞留の危険性を有するものであり、安全性が欠如していると解すべきであって、本件下水道施設は抽水所に雨水が集水されても、放流先である平野川の状況によってはこれを放流することができずに排水ポンプの調整運転を余儀なくされ、その結果、計画降雨強度以下の降雨でも内水区域に雨水を溢水滞留させる危険性を内在するものであった」と判示してここに瑕疵を認め、総額3億円の範囲で請求を認容した。本件は控訴係属中である。

48 「河口湖水位上昇浸水事件」(被告は国と山梨

県)

係争中

1983年の豪雨により一級河川相模川水系の河口湖の水位が上昇したため原告らの家屋が浸水したという事件で、34名が国と県に対して提訴し、「甲府地裁昭和59(ワ)31事件」として係属中である。

〈追記〉 本稿は1991年1月15日に本論集掲載分までの執筆を終え、本研究所に提出した。本論集は年刊であるが、本稿で予定される後半部は次集に掲載する予定である。なお、植木哲「多摩川水害訴訟最高裁判決」(判例評論386号1頁)、宇賀克也「多摩川水害訴訟最高裁判決について」(法学教室127号74頁)など、本稿執筆以降に触れえた資料等については、予定される続稿にて踏まえたいと考えている。  
(1991年3月)

